

令和3年度決算 参考データ集

～データで見る京都市財政のあらまし～

決算収支の状況と

他都市比較で見る京都市財政の特徴

令和4年9月

京都市行財政局

目 次

I 令和3年度決算の状況

1	決算収支の状況	1
(1)	一般会計の収支の状況	1
(2)	公債償還基金の残高及び取崩額の累計	2
(3)	公営企業決算	2
2	歳入	3
(1)	一般財源収入	3
(2)	市税収入	4
(3)	地方交付税及び臨時財政対策債	5
3	歳出	5
(1)	性質別経費	5
(2)	行政目的別経費	6
4	市債	7
(1)	市債残高	7
(2)	市債（臨時財政対策債を除く）の新規発行額と償還額	8
5	財政健全化法に基づく健全化判断比率	8

II 他都市比較で見る京都市財政の特徴

1	歳入	9
(1)	市税	10
(2)	地方交付税及び臨時財政対策債	12
2	歳出	14
(1)	人件費	16
(2)	投資的経費	17
(3)	扶助費	18
(4)	公債費	19
3	健全化判断比率	21
4	財政調整基金残高	22

用語の説明

- ・ **実質収支** （p. 1、8）

一会計年度の決算において、収支が赤字であったか黒字となっているかをみるための指標で、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除して算出

なお、前年度実質収支と当該年度実質収支の差額が「単年度収支」である。

- ・ **財政健全化法** （p. 8）

地方公共団体の財政破綻を早い段階で防止することを目的に、平成 19 年に成立した法律。地方公共団体の財政状況を、全会計の収支の状況、借入金の償還負担の大きさ、将来負担しなければならない経費の大きさなどを示す五つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率（公営企業））により判断し、指標が一定の基準を超えた地方公共団体は、財政健全化計画等を策定し、早期の健全化に取り組まなければならない。

- ・ **臨時財政対策債** （p. 3、5、7、8、9、12、19）

地方交付税の不足を補うために平成 13 年度に創設された赤字地方債。将来の元利償還額が、地方交付税算定の際の基準財政需要額に算入されることとなっており、いわば地方交付税の前借りともいえるもの

- ・ **普通会計** （p. 9～22）

各地方公共団体の財政状況を把握し、地方公共団体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計。一般会計を基本にして一部の特別会計を合算し、会計間の重複を控除したもの

- ・ **基準財政需要額** （p. 12、13）

地方交付税算定のための基礎数値として、地方公共団体が合理的かつ妥当な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を一定の合理的な方法で算出した額

- ・ **基準財政収入額** （p. 13）

地方交付税算定のための基礎数値として、地方公共団体が標準的な税の徴収を行ったという前提条件の下に歳入額を算出したものであり、標準税率で算定した地方税等の収入見込額（標準税収入額）の 75%分に地方譲与税等を加え算出される。（残りの 25%分は、「留保財源」と呼ばれ、各地方公共団体の独自施策等の実施に充てることができる。）

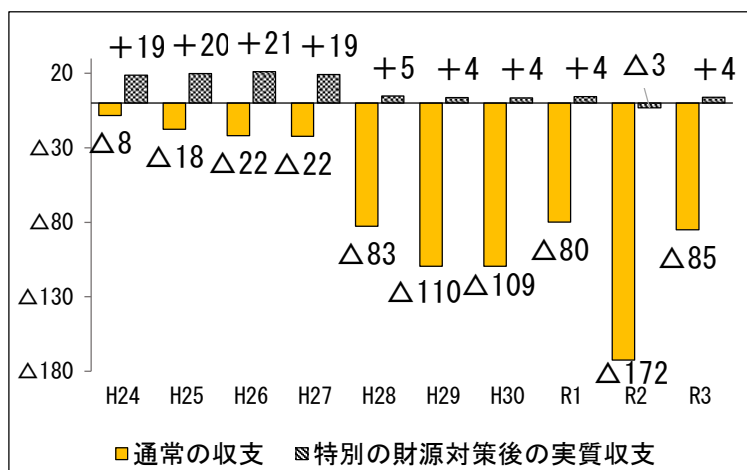
※ 複数年度のデータを掲載する際には、原則として過去10年間としている。

令和3年度決算の状況

1 決算収支の状況

(1) 一般会計の収支の状況

- ① 令和3年度決算は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と京都経済・市民生活の下支えに引き続き取り組み、**歳入、歳出の規模は令和2年度に次ぐ過去2番目の大きさ**
- ② 社会福祉関連経費に必要な財源を行財政改革により捻出するとともに一般財源収入の増等により、特別の財源対策を行う前の収支は前年度から87億円改善したものの、**85億円の赤字**



令和3年度一般会計決算

(単位：億円)

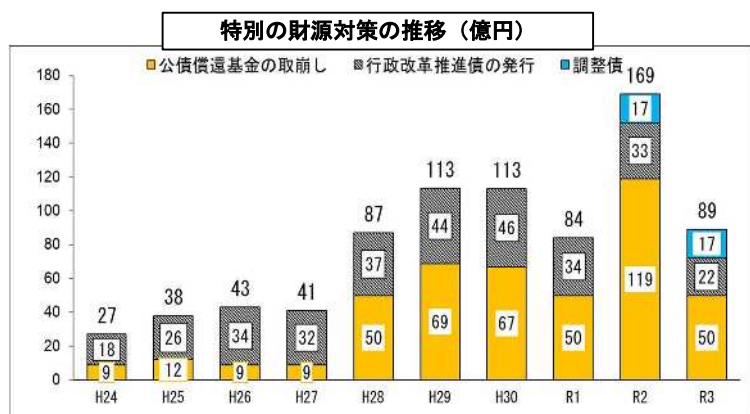
歳入総額 A	歳出総額 B	繰越財源 C	赤字 A-B-C
10,519	10,589	15	△ 85

特別の財源対策89億円を行った後の、地方公共団体財政健全化法上の実質収支は4億円

※ 億円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。(以下同様)

歳入総額 A	歳出総額 B	繰越財源 C	実質収支 A-B-C
10,608	10,589	15	4

特別の財源対策及び財政調整基金の状況

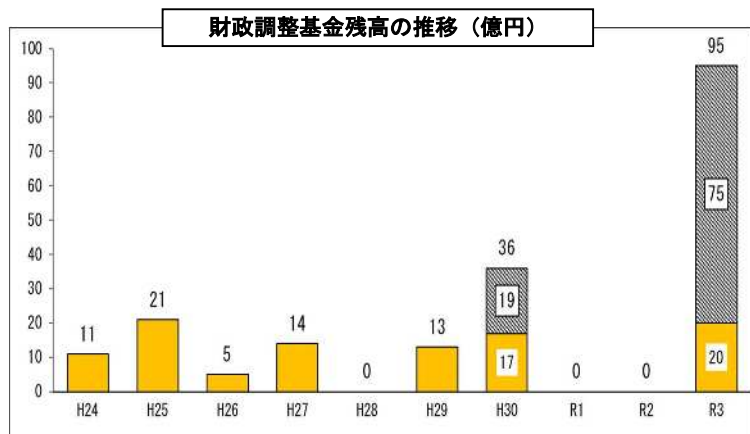


<公債償還基金からの取崩しにかかる予算・決算額>

(単位：億円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
当初予算額	61	93	12	32	50	99	71	65	119	181
決算額	9	12	9	9	50	69	67	50	119	50

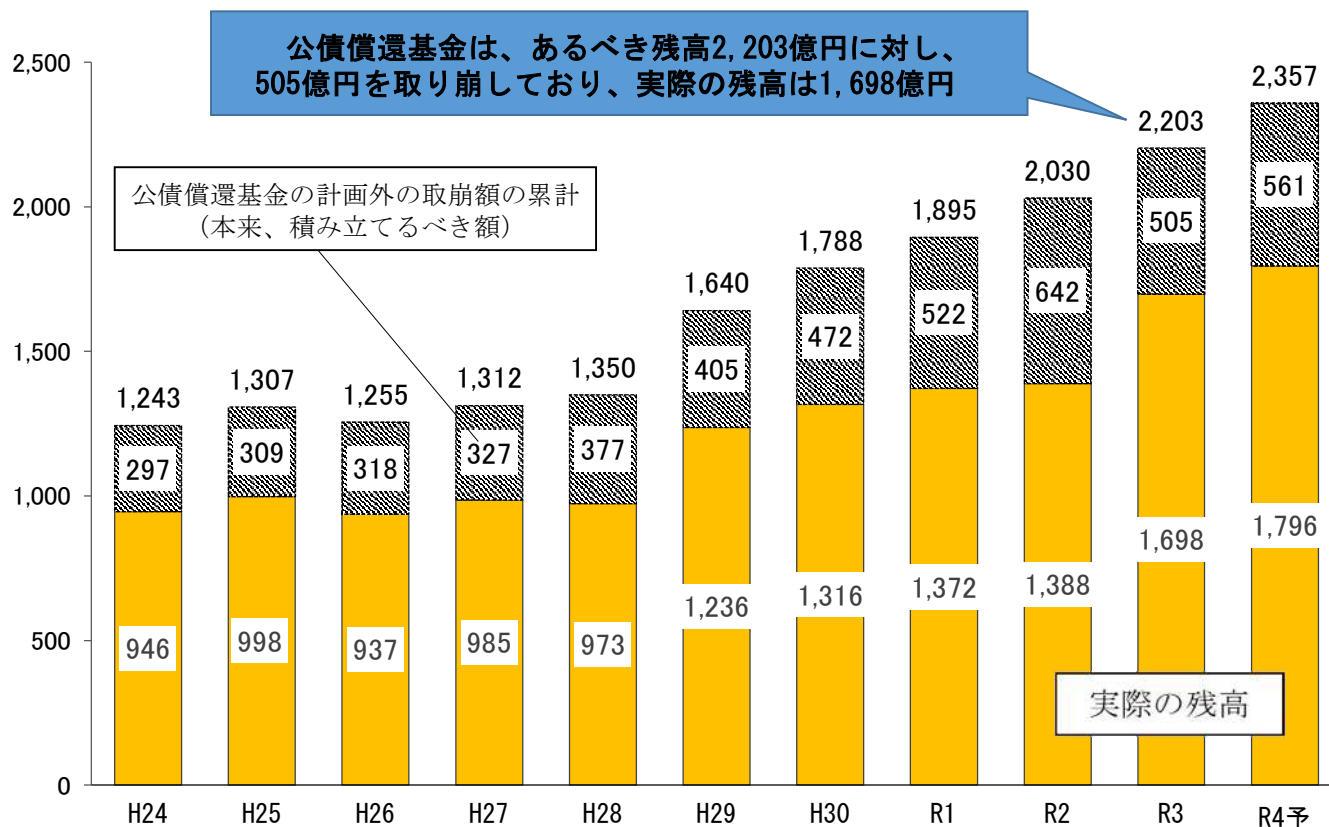
※R1補正後の予算額は87億円



【平成30年度】
令和元年度の国民健康保険事業特別会計繰出金（追加財政支援）の財源19億円を含むため、実質的な残高は17億円

【令和3年度】
地方交付税の減額精算対応分75億円を含むため、実質的な残高は20億円

(2) 公債償還基金の残高及び取崩額の累計



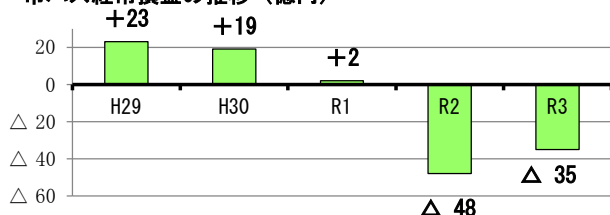
(3) 公営企業決算

市バス・地下鉄事業

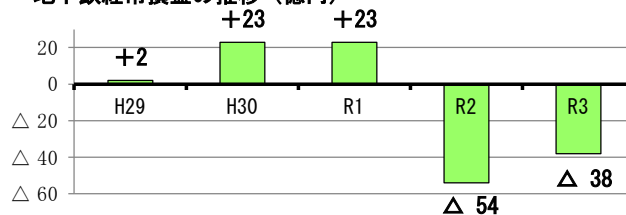
市バス R1: 357千人/日 ⇒ R2: 248千人/日 ⇒ R3: 268千人/日
地下鉄 R1: 400千人/日 ⇒ R2: 267千人/日 ⇒ R3: 295千人/日

- **お客様数は、**新型コロナウイルス感染症の影響により激減した**令和2年度より増加するも、依然厳しい状況**
1日当たりのお客様数は、市バスは前年度比+2万0千人 (元年度比△ 9万0千人)
地下鉄は前年度比+2万8千人 (元年度比△10万5千人)
- **運賃収入は、令和元年度運賃収入(市バス200億円と地下鉄258億円を合わせた458億円)と比較すると令和3年度で△120億円(市バス△48億円、地下鉄△72億円)、令和2年度で△149億円(市バス△61億円、地下鉄△88億円)となり、この2年間で約270億円の減収**
- 厳しい経営状況を踏まえ、感染症対策と安全対策を徹底しながら経費の削減に努めたものの、運賃収入の減少の影響は甚大で、経常損益は、**市バスは△35億円、地下鉄は△38億円とともに2年連続となる赤字を計上**
- **地下鉄は**累積資金不足が過去最大の417億円、資金不足比率は経営健全化基準の20%を上回る24.2%となり、昨年度陥った**経営健全化団体からの脱却には至らず**
- 市民生活と都市活動を支える市バス・地下鉄の持続可能な安定経営を目指して、令和4年3月に**中長期の経営計画を策定**(地下鉄に関する内容は市会の議決を得て国に報告)

市バス経常損益の推移(億円)



地下鉄経常損益の推移(億円)



(直近のお客様の状況)

令和3年度から比較すると増加したものの、コロナ前と比較すると依然厳しい状況

4～7月の1日当たりのお客様数は、令和元年度比で 市バスは 4月: △ 27.4%、5月: △ 19.1%、6月: △ 16.6%、7月: △18.1%
地下鉄は 4月: △ 21.7%、5月: △ 16.9%、6月: △ 14.9%、7月: △15.0%

上下水道事業

料金・使用料収入 対プラン △26億円（水道△11億円、下水道△15億円）

- 使用水量は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した令和2年度よりもさらに減少し、**水道料金・下水道使用料収入は依然厳しい状況**
- 業務執行体制の見直しなど、経費削減の取組を着実に進め、黒字は確保したものの、減収の影響が大きく、**建設改良等のための積立金（利益）は、中期経営プランで掲げた目標を下回る厳しい結果に**
水道 16.9億円（プラン比△2.1億円）、下水道 27.7億円（プラン比△4.1億円）
- 大幅な減収が続く中にもあっても長期的な視点に立ち、市民の皆さまの生活を支える重要なライフラインである水道・下水道を守るため、**老朽化した配水管の更新（153億円）や、「雨に強いまちづくり」に向けた雨水幹線の整備（43億円）等を着実に推進**

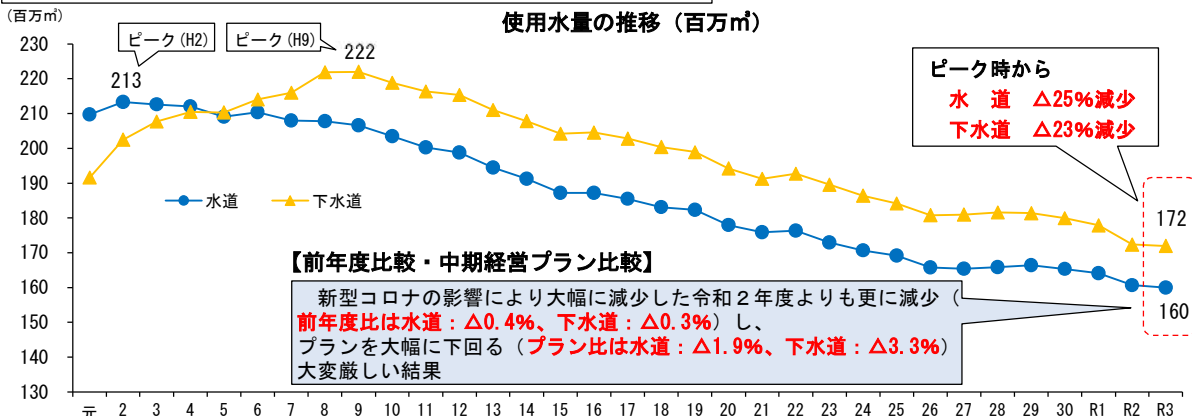
・雨水整備率 R2：29.3% → R3：33.0%

事業計画区域のうち10年確率降雨（62mm/h）への対応が完了した面積の割合

○ 5年確率降雨（52mm/h）対応の雨水整備率は約91%で、全国平均の60%を大きく上回りトップ水準

・老朽配水管解消率 R2：37.1% → R3：42.1%

老朽配水管の更新事業開始年度（H21）の延長に対する更新済割合



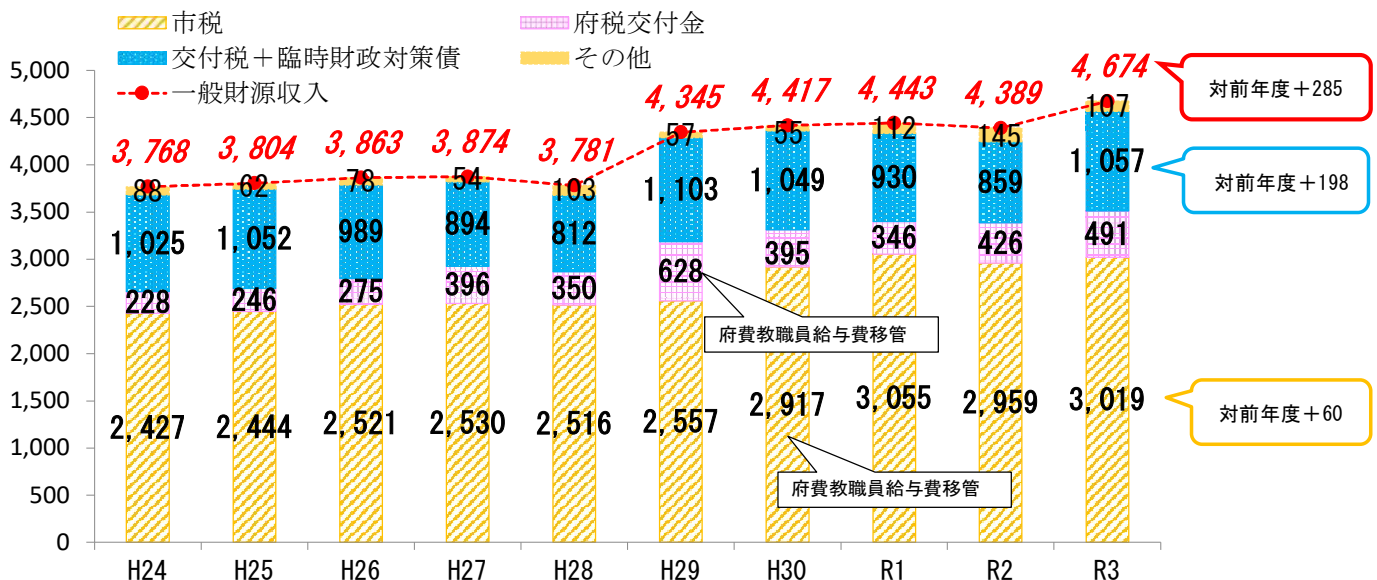
⇒ 今年度新たな中期経営プラン（R5-9）を策定し、徹底した経営効率化などの取組により厳しい経営環境に対応することで「京（みやこ）の水ビジョン」に掲げる事業を着実に推進

2 歳入

(1) 一般財源収入

- 市税収入は、納税義務者数等の減少に伴う個人市民税の減収があるものの、一部企業の業績の好調による法人市民税の大幅増により、全体としては増加し、令和元年度に続く過去2番目
- 一般財源収入は、市税・府税交付金が堅調な一方、地方交付税等も国の的確な地方財政対策により増加し、前年度から285億円増加

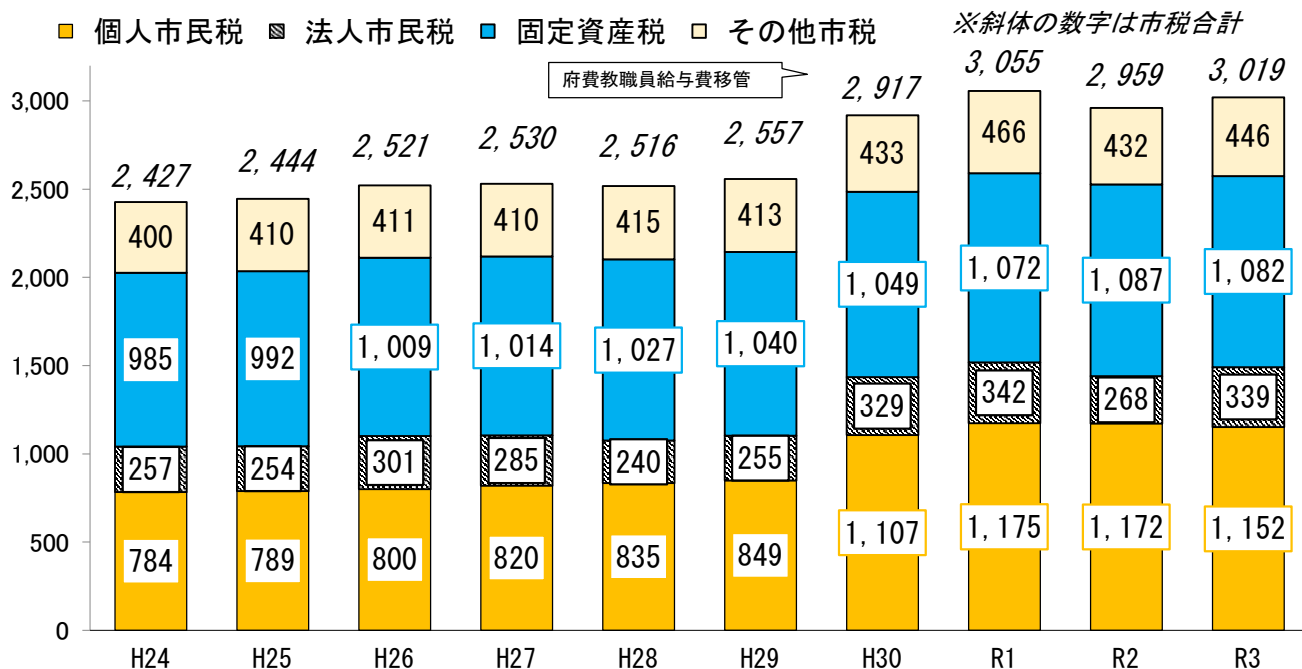
一般財源収入の推移（億円）



(2) 市税収入

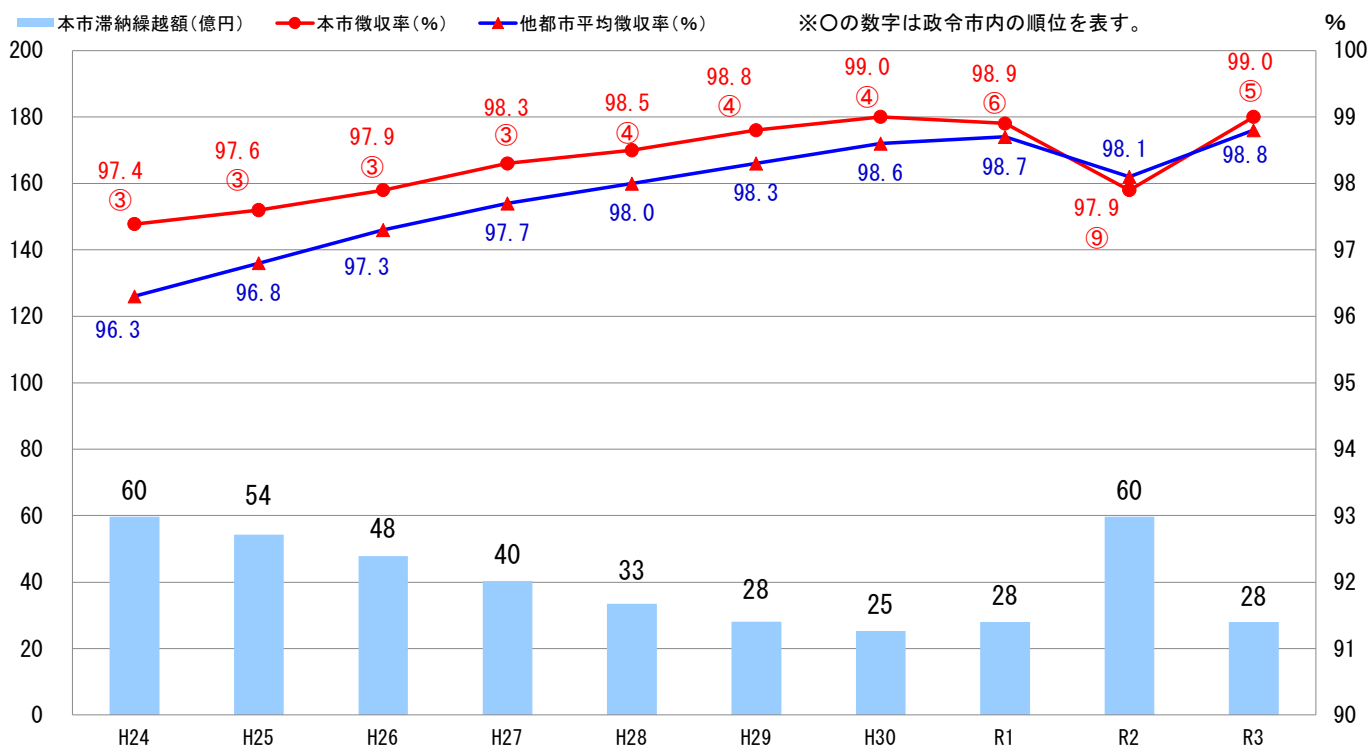
- **個人市民税**は、納税義務者数等の減少により**2年連続減少**
- **固定資産税**は、令和2年度の税制改正における新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少等に伴う減免措置の適用により、平成24年度以来**9年振りに減少**
- **法人市民税**は、一部の企業の業績の好調により、**2年振りに増加**

市税（税目別）の推移（億円）



- 令和2年に実施した、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者に対する「徴収猶予の特例制度」の適用者から着実に納付いただいた結果、**前年度から1.1ポイント増の99.0%**と、**過去最高の徴収率であった平成30年度と同率の徴収率まで回復した。**

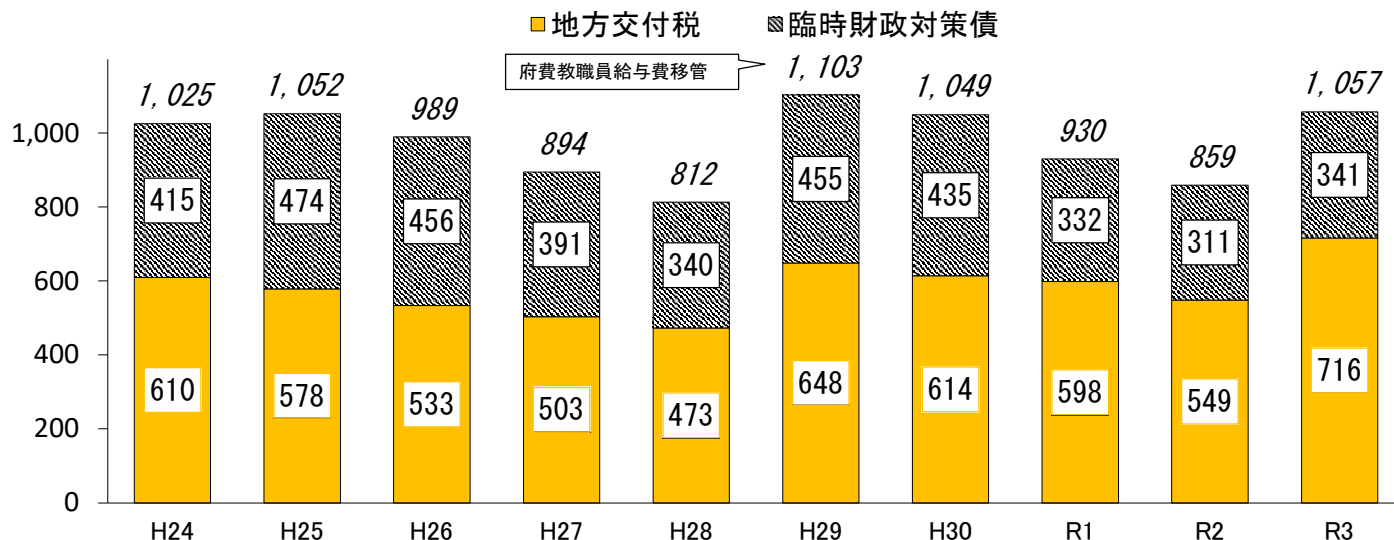
市税の徴収率、滞納繰越額の推移（億円）



(3) 地方交付税及び臨時財政対策債

- 地方交付税等は、これまで**減少傾向**だったが、**令和3年度は増**となっている。これは、国においてコロナ禍で地方の減収が厳しいと見込んだうえでの算定が行われたと推測される。

地方交付税及び臨時財政対策債の推移（億円）



- 地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の廃止
- 大都市に偏重した交付税の削減の見直し
- 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

これらを
国に要望

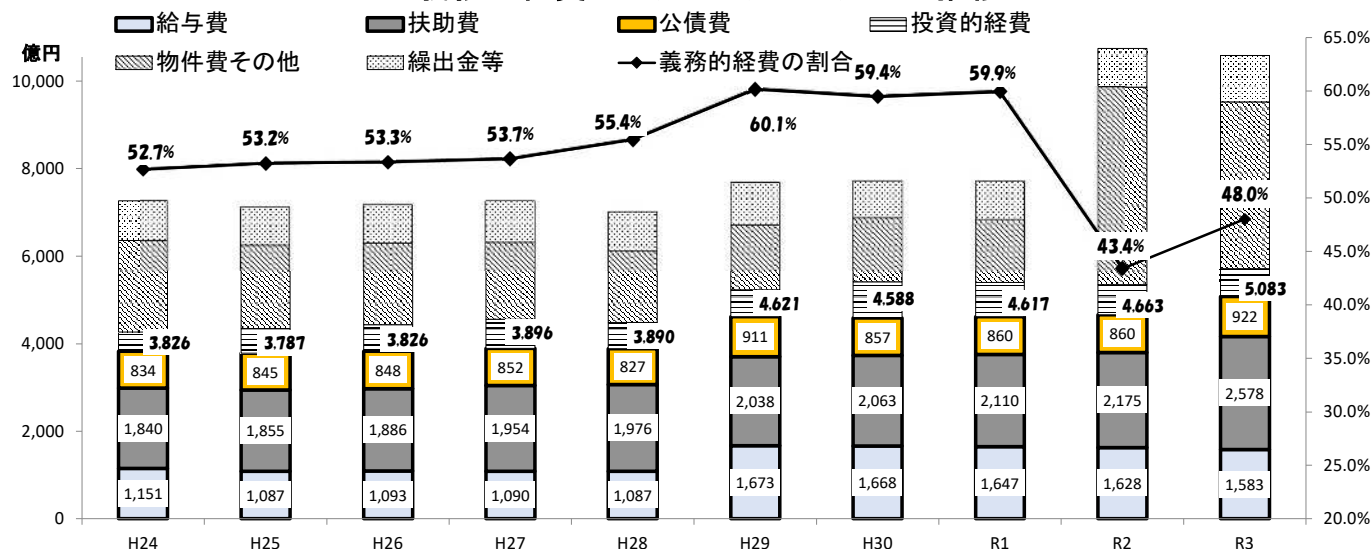
(参考) 令和4年度普通交付税(臨時財政対策債を含む)決定額809億円

3 歳出

(1) 性質別経費

- 住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時特別給付金に係る事業費の増等により、性質別経費のうち**義務的経費**(人件費、公債費、扶助費)の占める割合は、**対前年度比4.6ポイント増加し、48.0%**
- 人件費**は、平成29年度から、それまで京都府が負担していた小中学校・総合支援学校の教職員給与費が本市に移管されたことに伴い大幅に増加したが、**その後は減少傾向**
- 扶助費**は、住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時特別給付に係る事業費の増により増加。なおこの影響を除いても、障害福祉サービスの利用者数の増加等により**増加傾向**
- 公債費**は、徴収猶予特例債の増等により**増加**

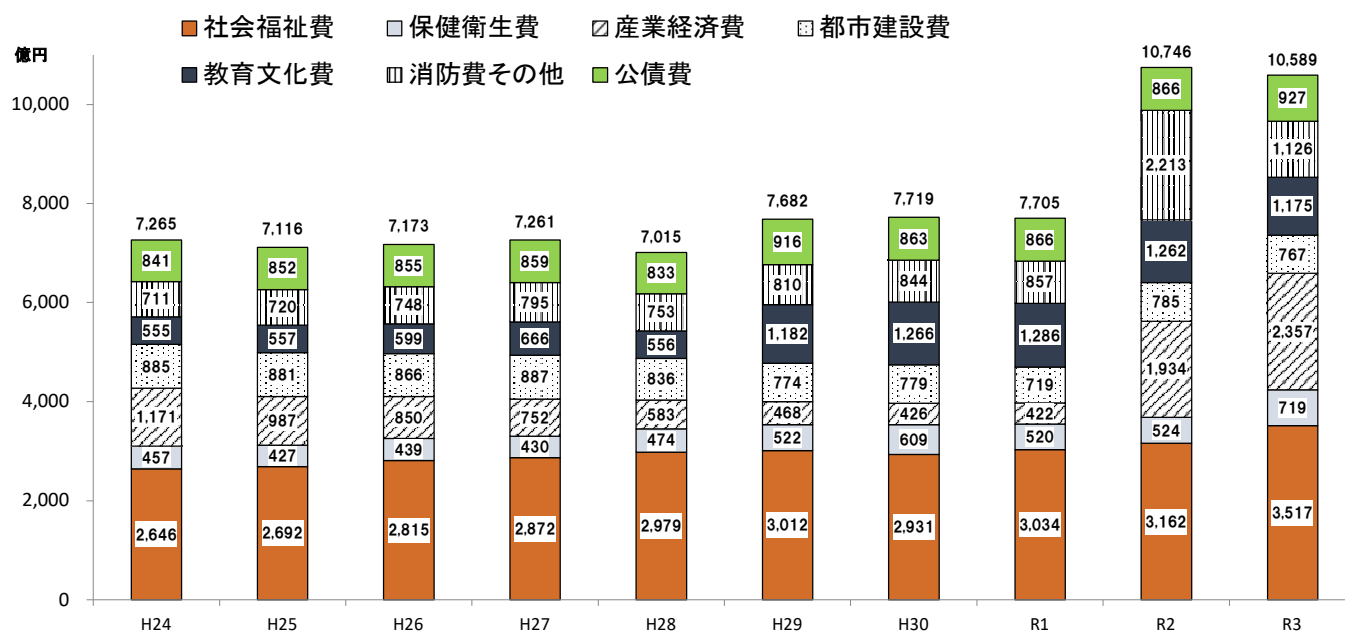
義務的経費(給与費+扶助費+公債費)の推移



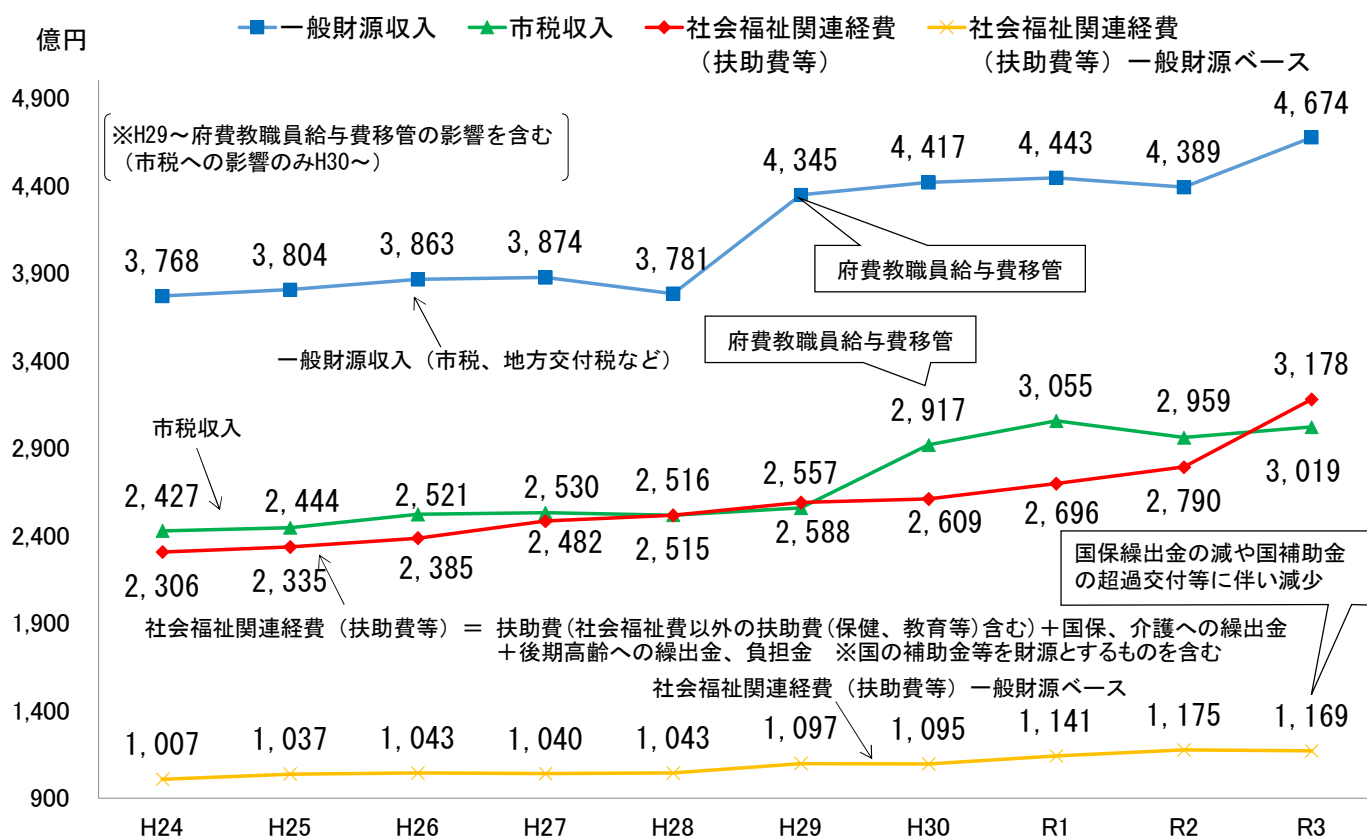
(2) 行政目的別経費

- **社会福祉費は、住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時特別給付に係る事業費の増加等により、対前年度比355億円の増加**
- **保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種の推進等により、対前年度比195億円の増加**
- **産業経済費は、融資制度預託金の増加等により、対前年度比423億円の増加**
- **消防費その他は、特別定額給付金に係る費用の減等により、対前年度比1,087億円の減**

行政目的別内訳の推移



一般財源収入、市税収入、社会福祉関連経費の決算額推移

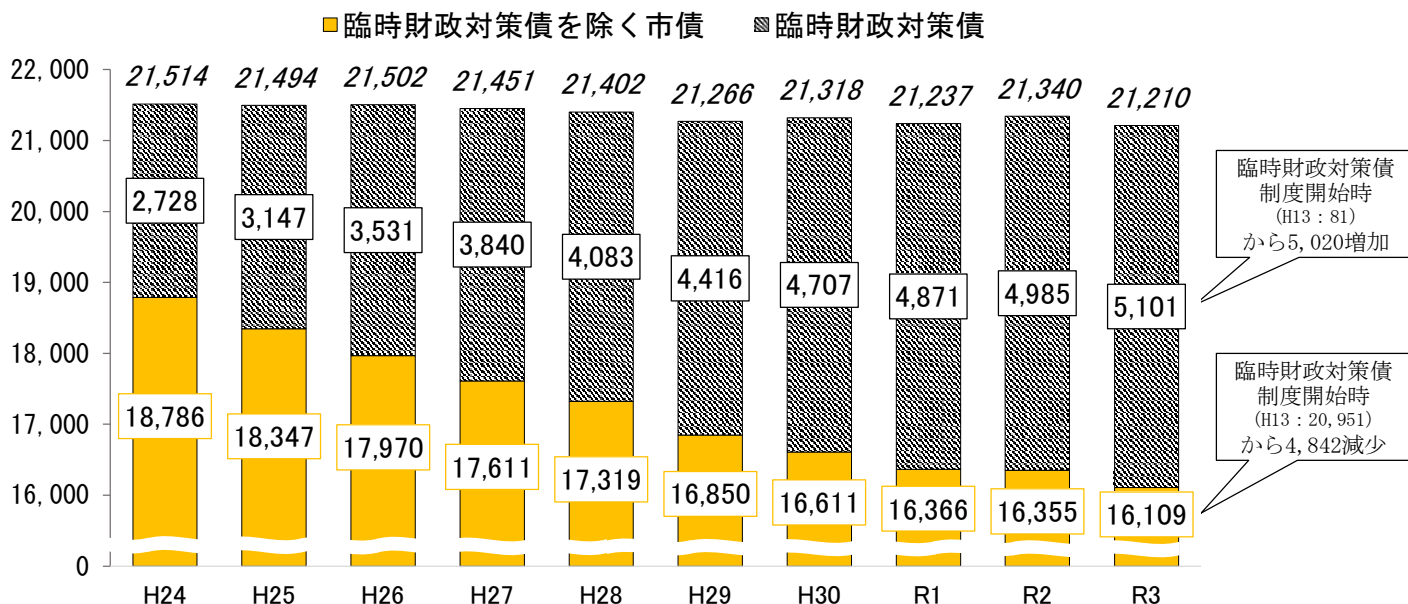


4 市債

(1) 市債残高

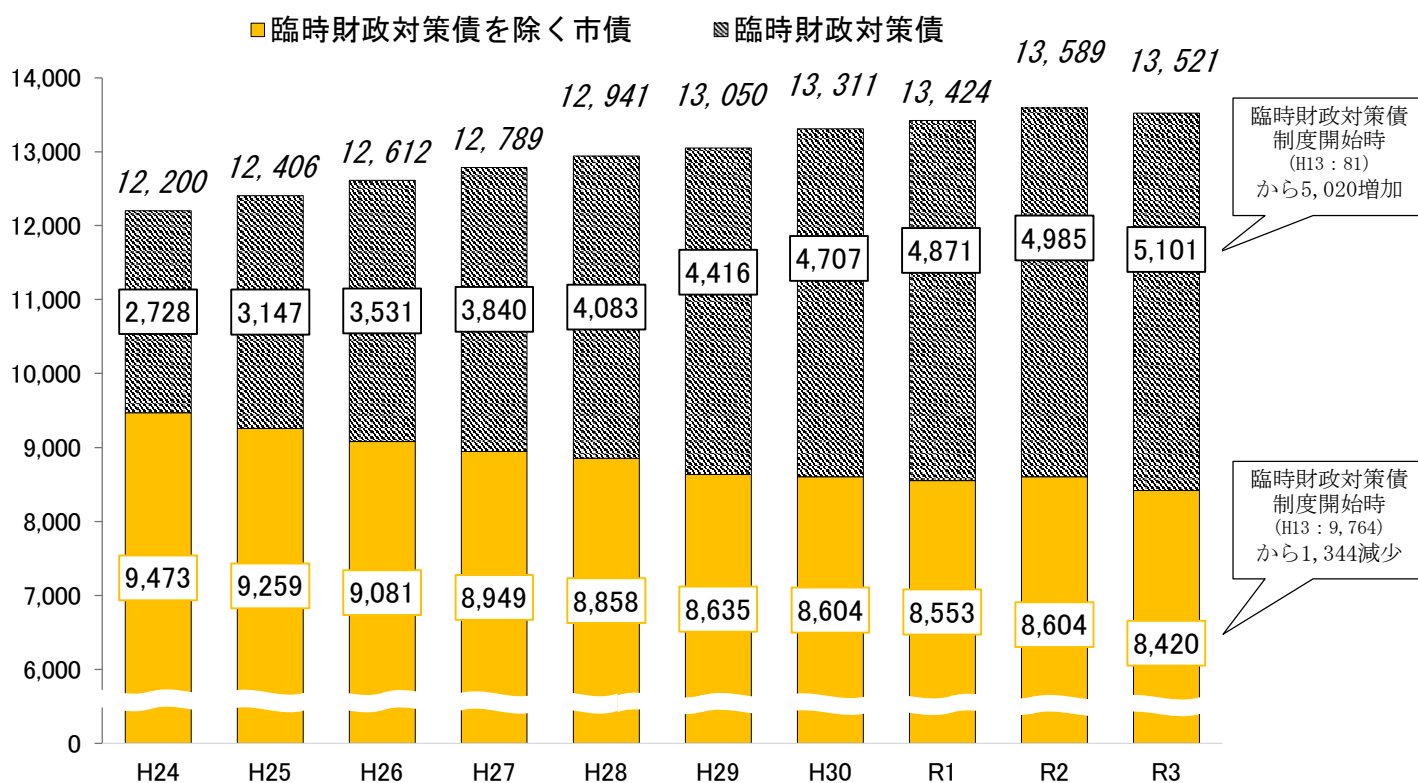
- 国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く**実質市債残高は、一般会計、全会計ともに縮減**
- 臨時財政対策債は、地方交付税の代わりに国が機械的に配分するもので、本市において発行額をコントロールできず、**近年は臨時財政対策債の残高が増加**

全会計の市債残高（億円）



※ 生産年齢人口1人当たり実質市債残高 H22末 202万円 → R3末 181万円

一般会計の市債残高（億円）



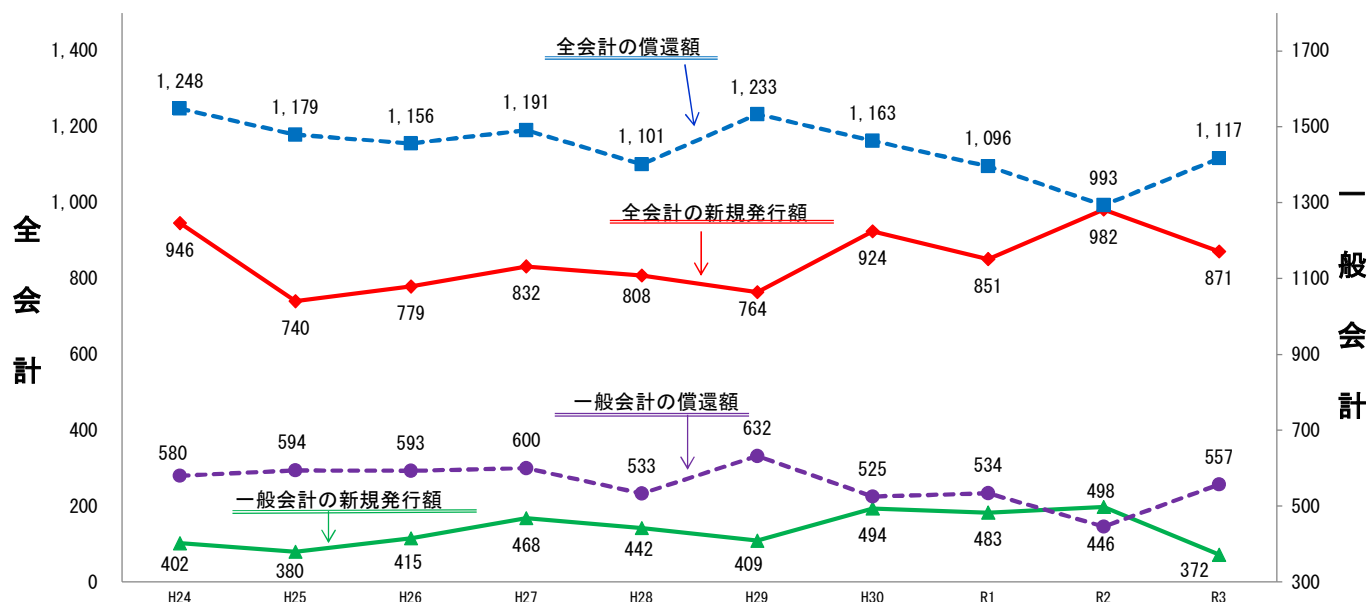
※ 生産年齢人口1人当たり実質市債残高 H22末 102万円 → R3末 95万円

(2) 市債（臨時財政対策債を除く）の新規発行額と償還額

- 市債残高（過去の借金）を着実に減少させるためには、新規の市債発行額（新たな借金）を償還額（借金の返済）の範囲内にとどめることが必要
- 全会計**：借金の返済 1,117億円－新たな借金 871億円＝市債残高は 246億円減少
- 一般会計**：借金の返済 557億円－新たな借金 372億円＝市債残高は 185億円減少

市債の発行額と償還額の推移（億円）

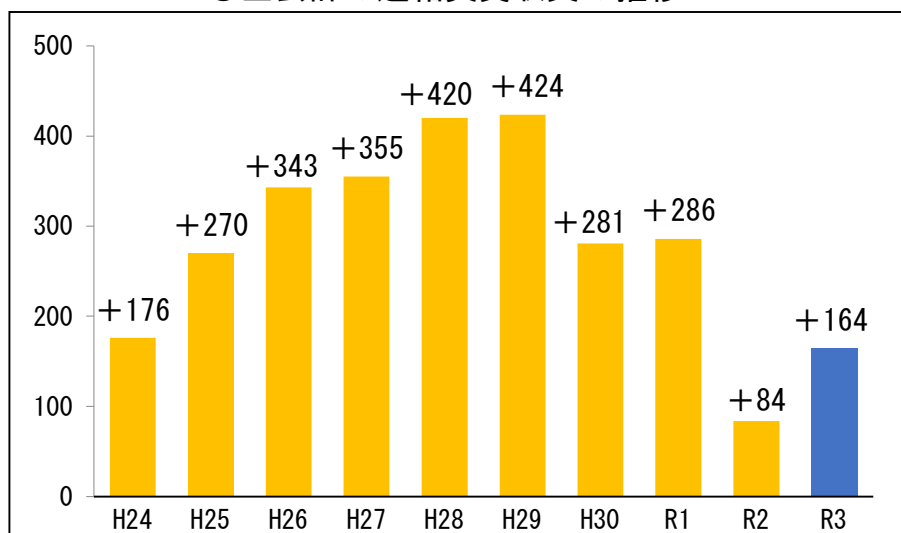
（※）借換債及び臨時財政対策債を除く



5 財政健全化法に基づく健全化判断比率

- 令和2年度に生じた実質赤字比率は、令和3年度には生じていない。
- 連結実質赤字比率は、平成23年度以降生じていない。
- 令和3年度の実質公債費比率は、償還を迎える満期一括債の元利償還金の増加等により、対前年度比0.4ポイント増の11.8%
- 令和3年度の将来負担比率は、公債償還基金からの借入金返済等に伴い将来負担額が減少したこと、市税・府税交付金に加え地方交付税等も増加したことから、対前年度比23.0ポイント減の170.4%

○全会計の連結実質収支の推移

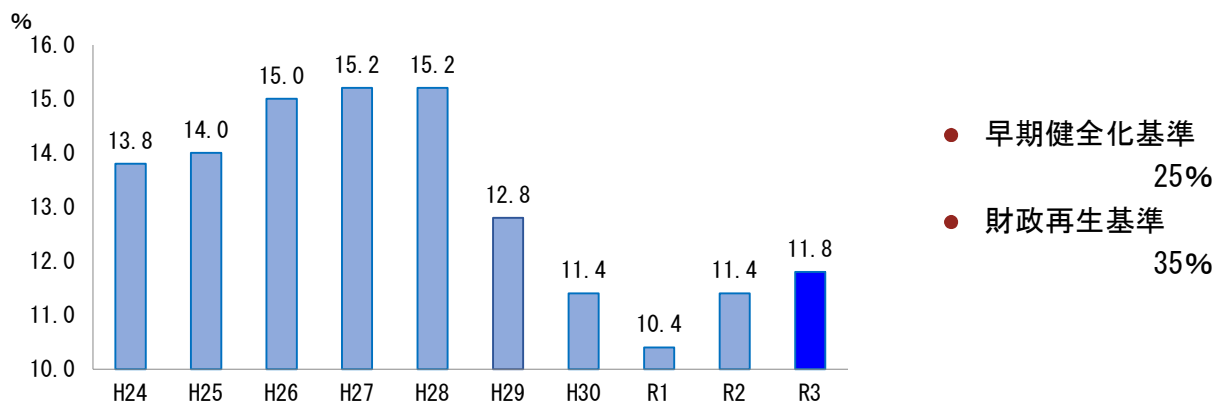


公営企業の資金収支

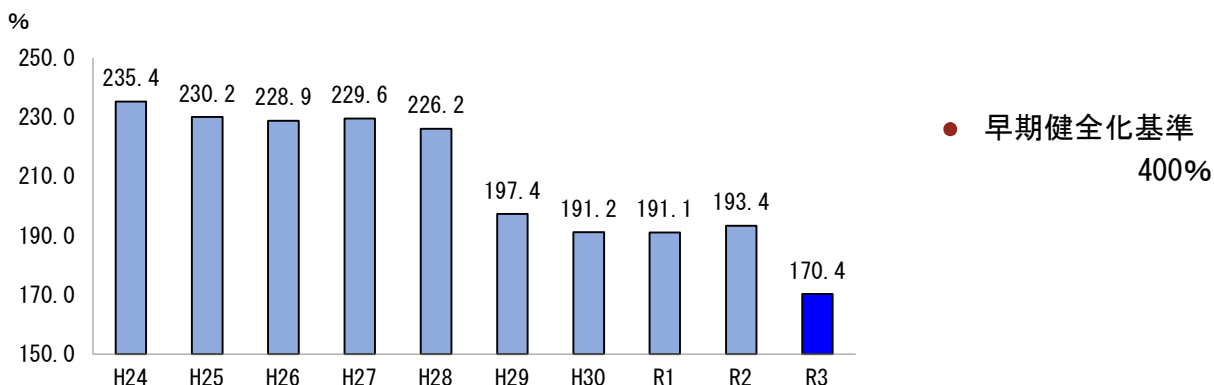
市バス	△25億円（②25億円→③0億円）
地下鉄※	+69億円（②△120億円→③△51億円）
水道	+10億円（②56億円→③66億円）
下水道	+8億円（②58億円→③66億円）

※ 地下鉄事業のR3年度の累積資金不足は417億円、財政健全化法に定める解消可能資金不足額控除後の資金不足は51億円となる。

○実質公債費比率の推移



○将来負担比率の推移



II 他都市比較で見る京都市財政の特徴

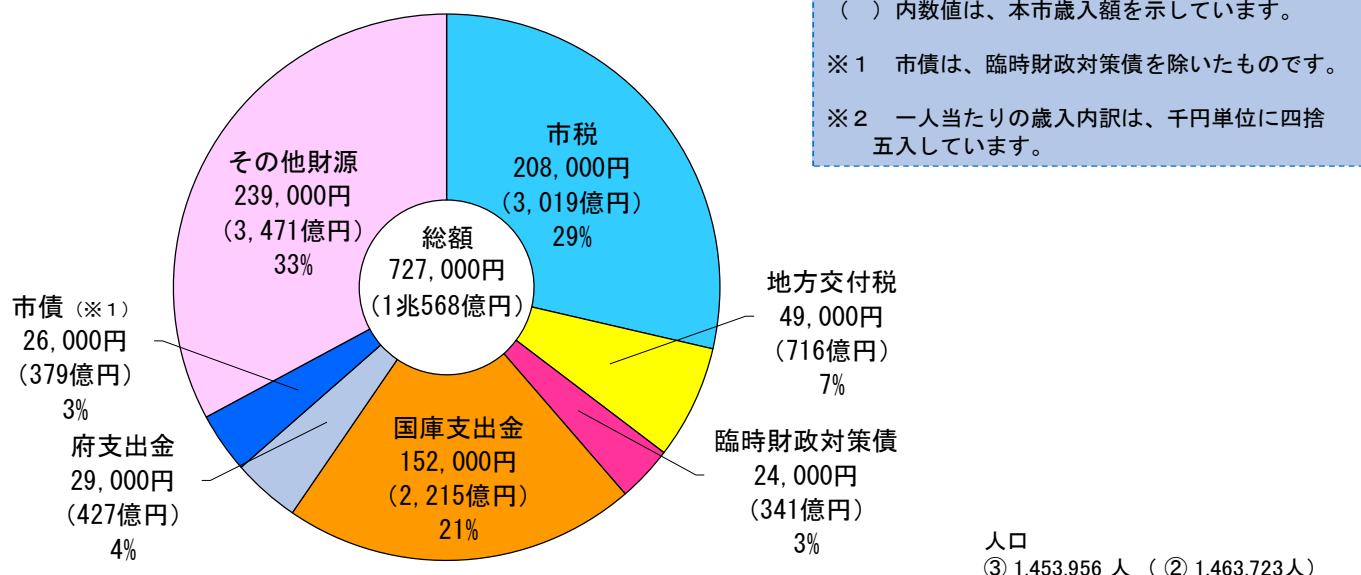
1 歳入

(注) 全国統一的な会計である普通会計分析による比較

歳入構成の特徴

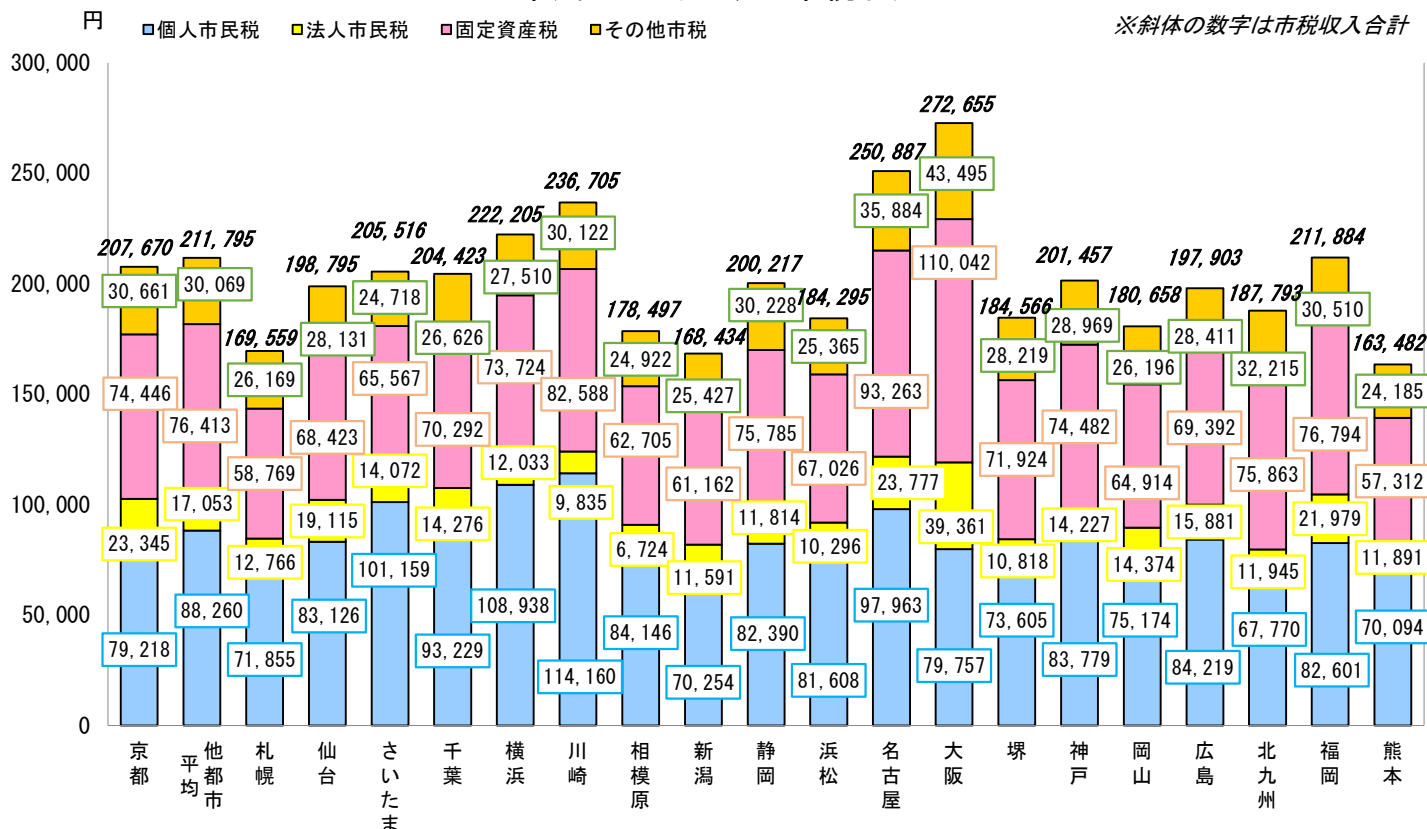
- 市税は、歳入総額の約3割
- 他都市に比べて地方交付税及び臨時財政対策債に大きく依存

◆ 京都市の市民一人当たり歳入内訳

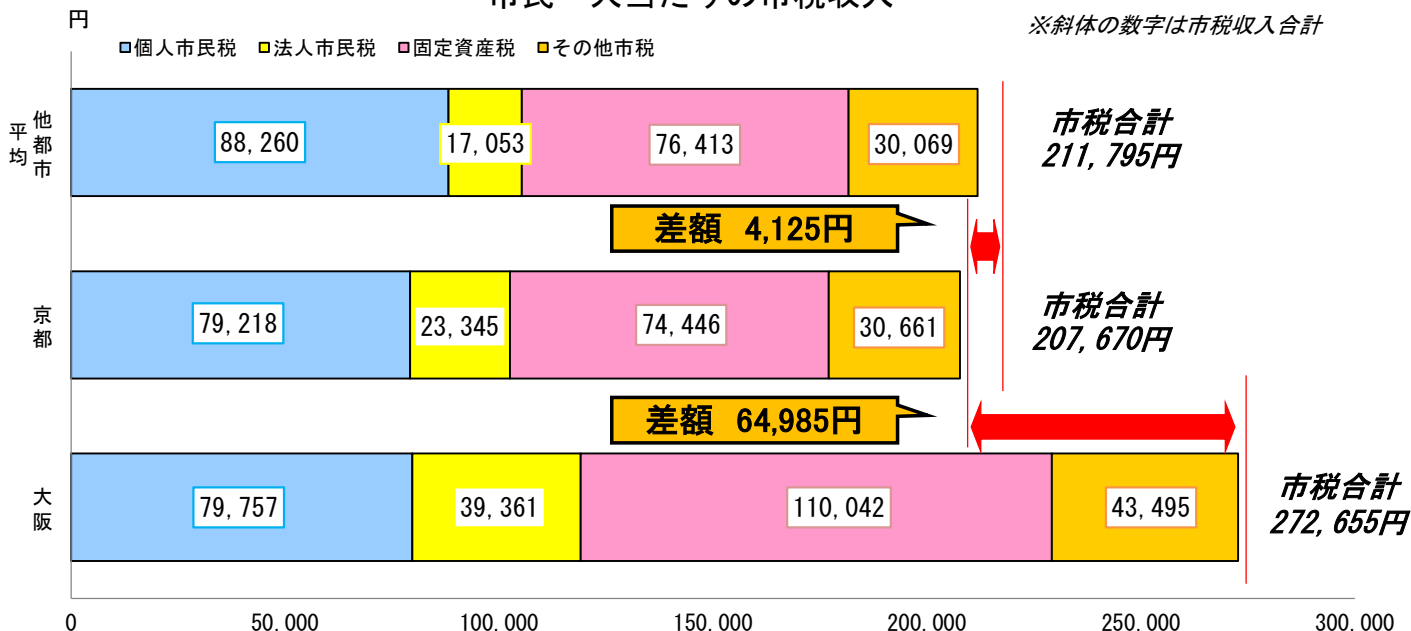


(1) 市税

市民一人当たりの市税収入



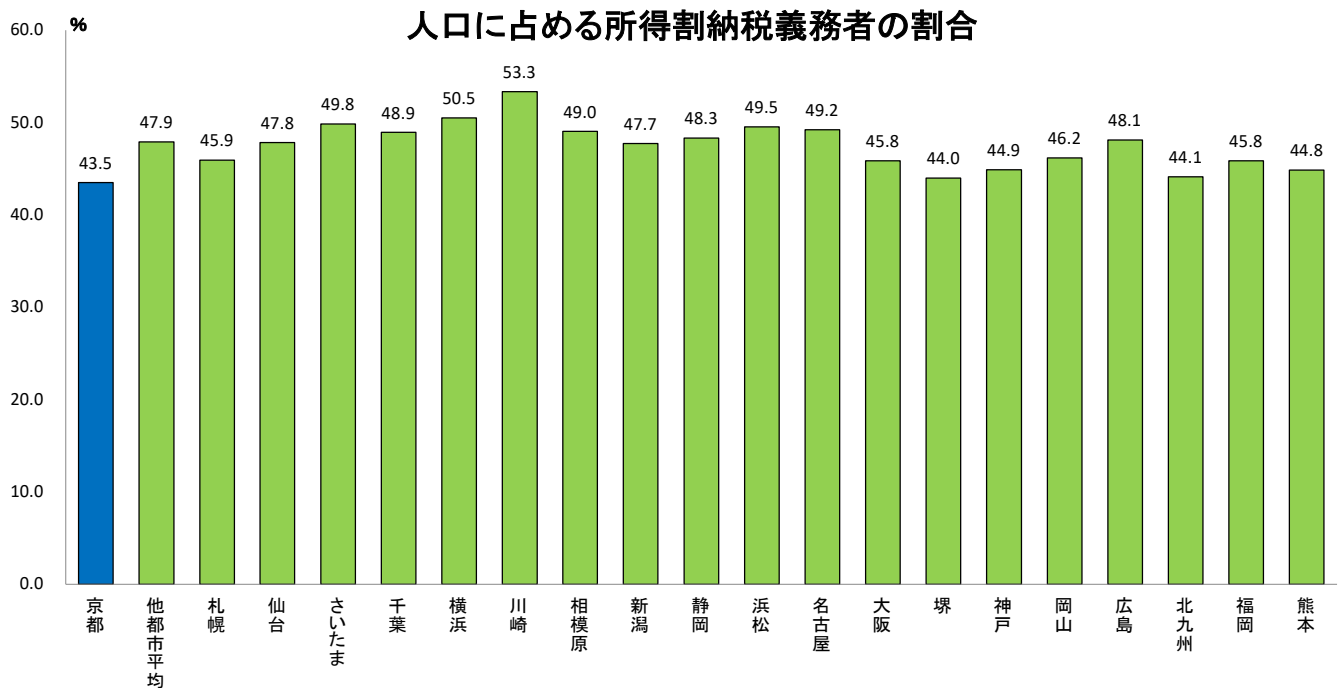
市民一人当たりの市税収入



京都市の市民一人当たり市税収入は、法人市民税の増収等により他の指定都市の平均との差が縮小しているものの、他の指定都市の平均よりも約4,000円少なく、人口換算で市税収入総額は約60億円少なくなっています。

大阪市と比較すると、本市の面積は約4倍で、消防体制・防火体制等をはじめとした、市域の面積に応じて市で行うサービスの量が多い一方で、市民一人当たりの市税収入は約65,000円下回っており、大阪市より約2割も少ないこととなります（人口で換算すると△945億円）。

◆ 個人市民税が少ない要因

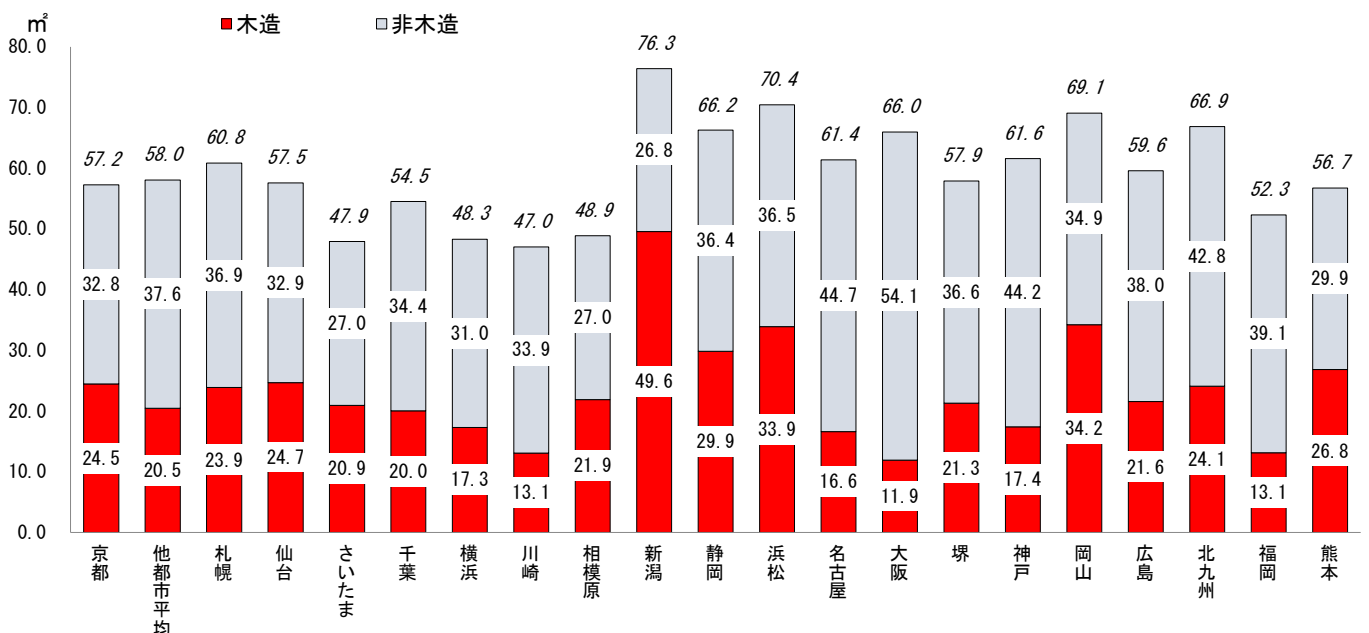


京都市は人口に占める大学生層や高齢者層の割合が他の指定都市よりも高く、結果的に一般的な就業者層である23歳から64歳までの割合が低くなることで、指定都市の中で人口に占める所得割納税義務者の割合が低くなっていると考えられます(政令市中最も低い)。

他都市平均と比較すると、△4.4%となっており、本市人口換算で納税義務者が約6.3万人少ない状況にあります。仮に本市が他都市平均並みの納税義務者割合であり、この6.3万人が本市の納税義務者一人当たり個人市民税を納めていた場合と比較すると、個人市民税収は約116億円少ない状況にあります。

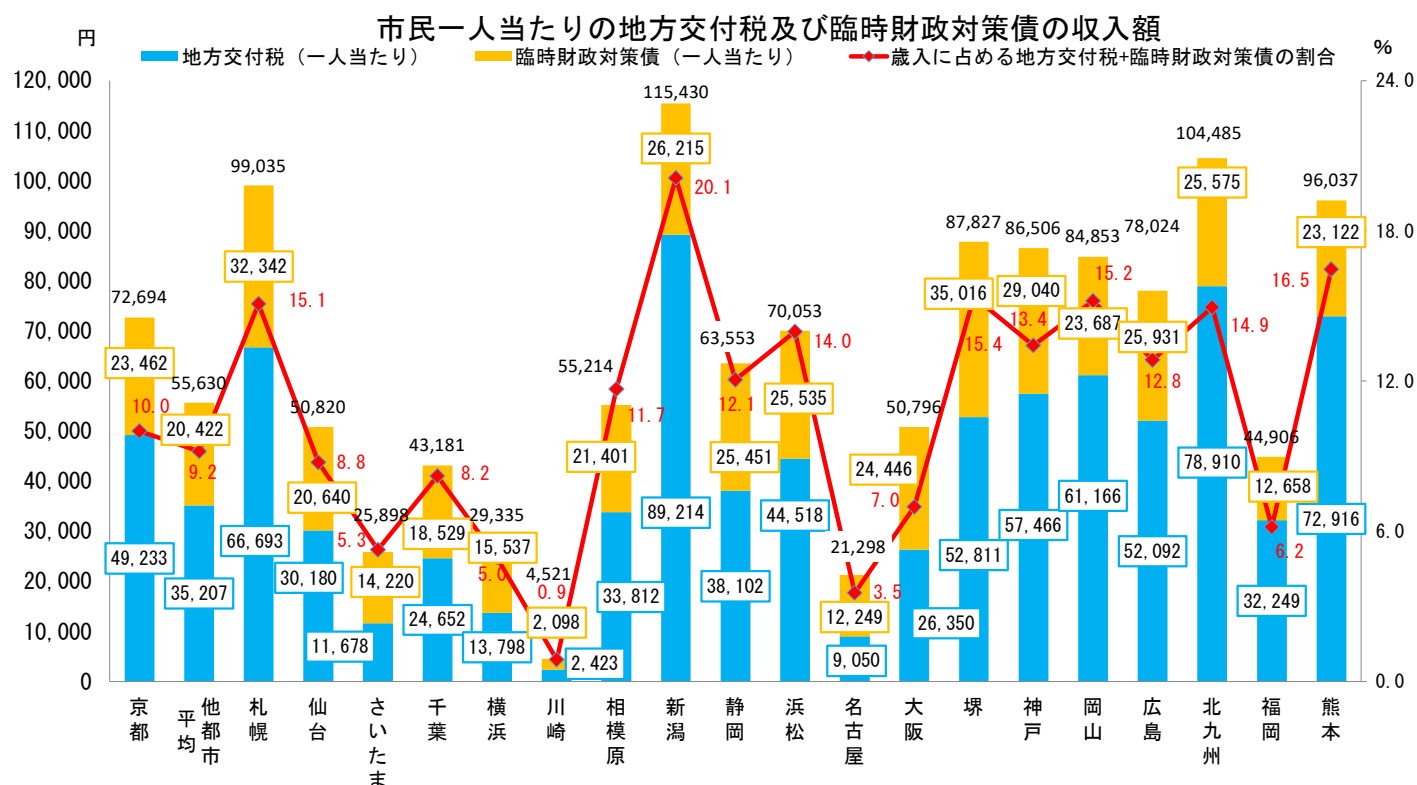
◆ 固定資産税が少ない要因

市民一人当たりの家屋の床面積

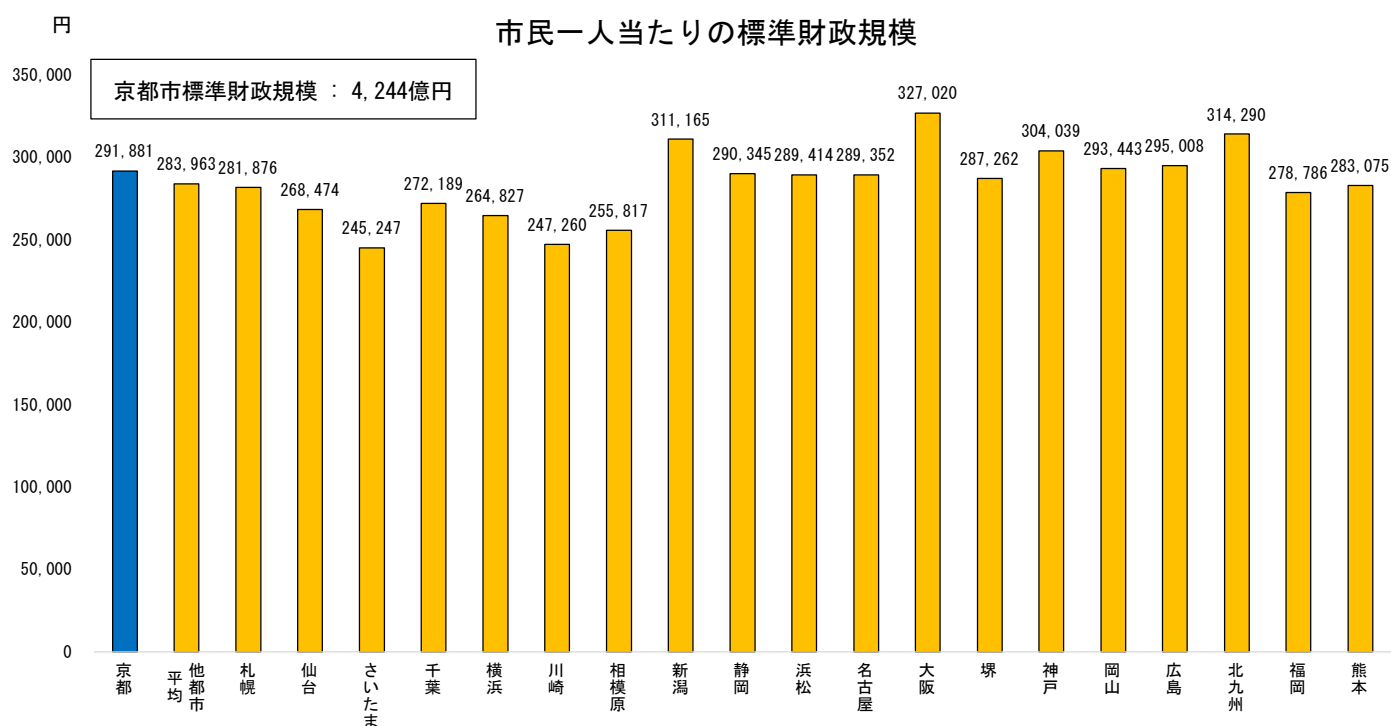


京都市では、景観や住環境を保全するための建築物の高さ規制等の影響により、市民一人当たりの家屋の床面積が他都市平均を下回っており、人口換算で116万m²少なくなっています。また、京都市には歴史的資産が多く、古い木造建築物が多いため、全体に占める木造家屋の割合が高く、税収への寄与度が高い非木造家屋の割合が低いことも税収減につながる要因となっています。

(2) 地方交付税及び臨時財政対策債



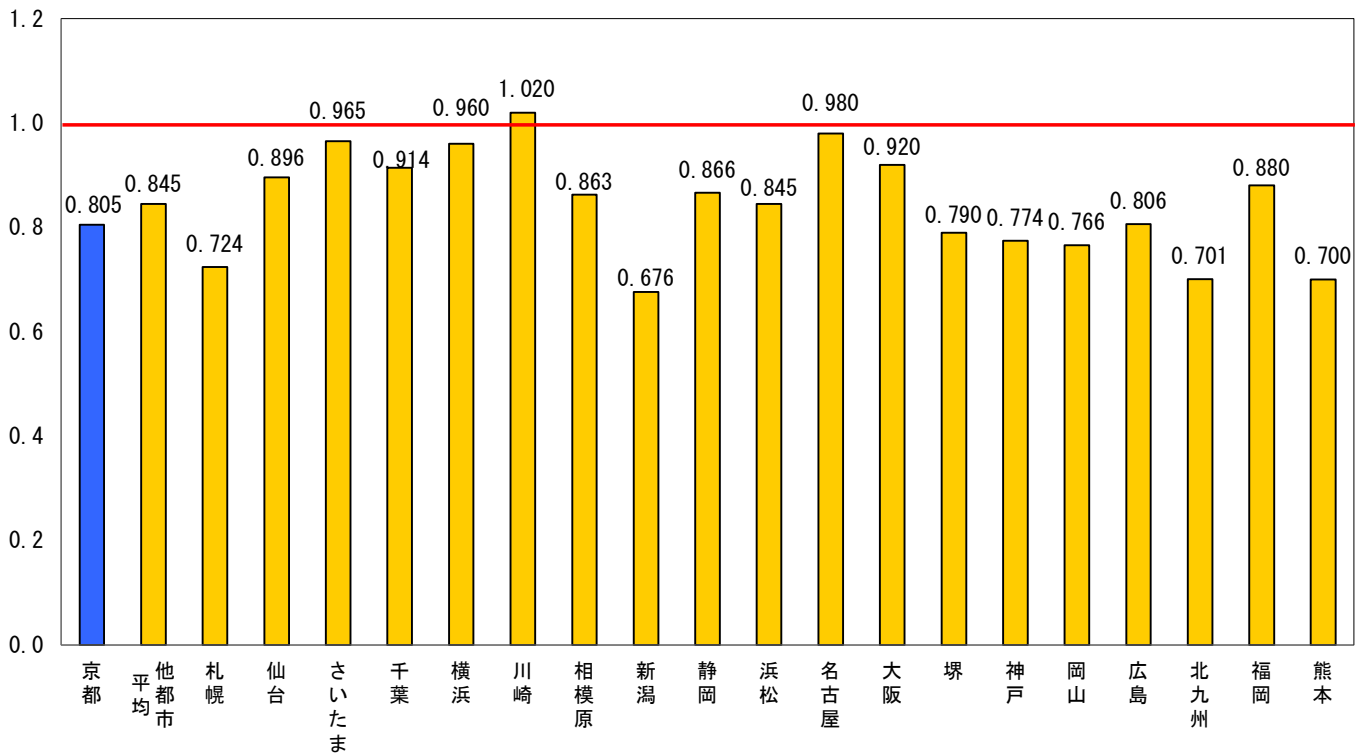
京都市は、市税収入が少ない分、地方交付税及び臨時財政対策債に多くを依存しており、市民一人当たりの地方交付税等による収入は、他都市平均の約1.3倍となっています。



標準財政規模＝基準財政需要額＋留保財源（地方交付税算定上の一般財源）

京都市の市民一人当たり標準財政規模は、指定都市の中で7番目に高くなっています。
市税収入が他都市より低い一方、地方交付税は多いため、一般財源収入は他都市より多くなっています。

財政力指数



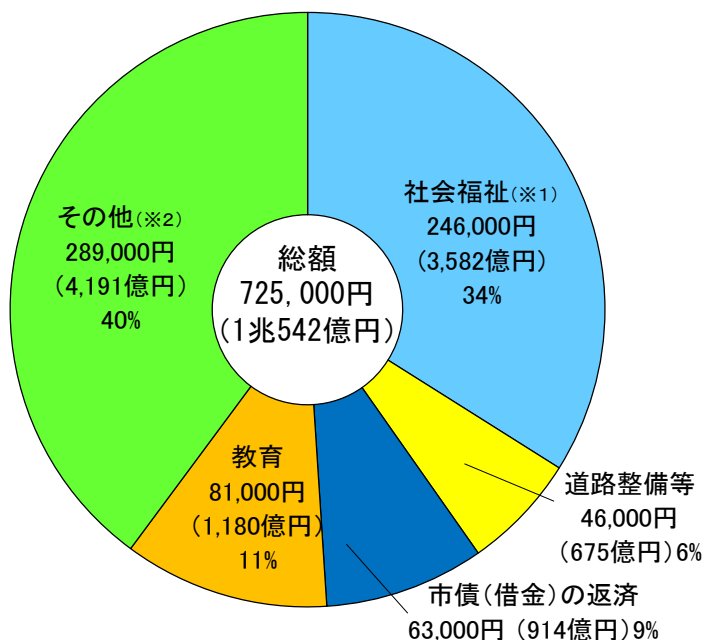
財政力指数は指定都市中13番目と低く、国の地方交付税等に多くを依存している状況にあります。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

2 歳出

歳出構成の特徴（目的別分析）

◆ 京都市の市民一人当たり目的別歳出



() 内数値は、本市目的別歳出額を示しています。

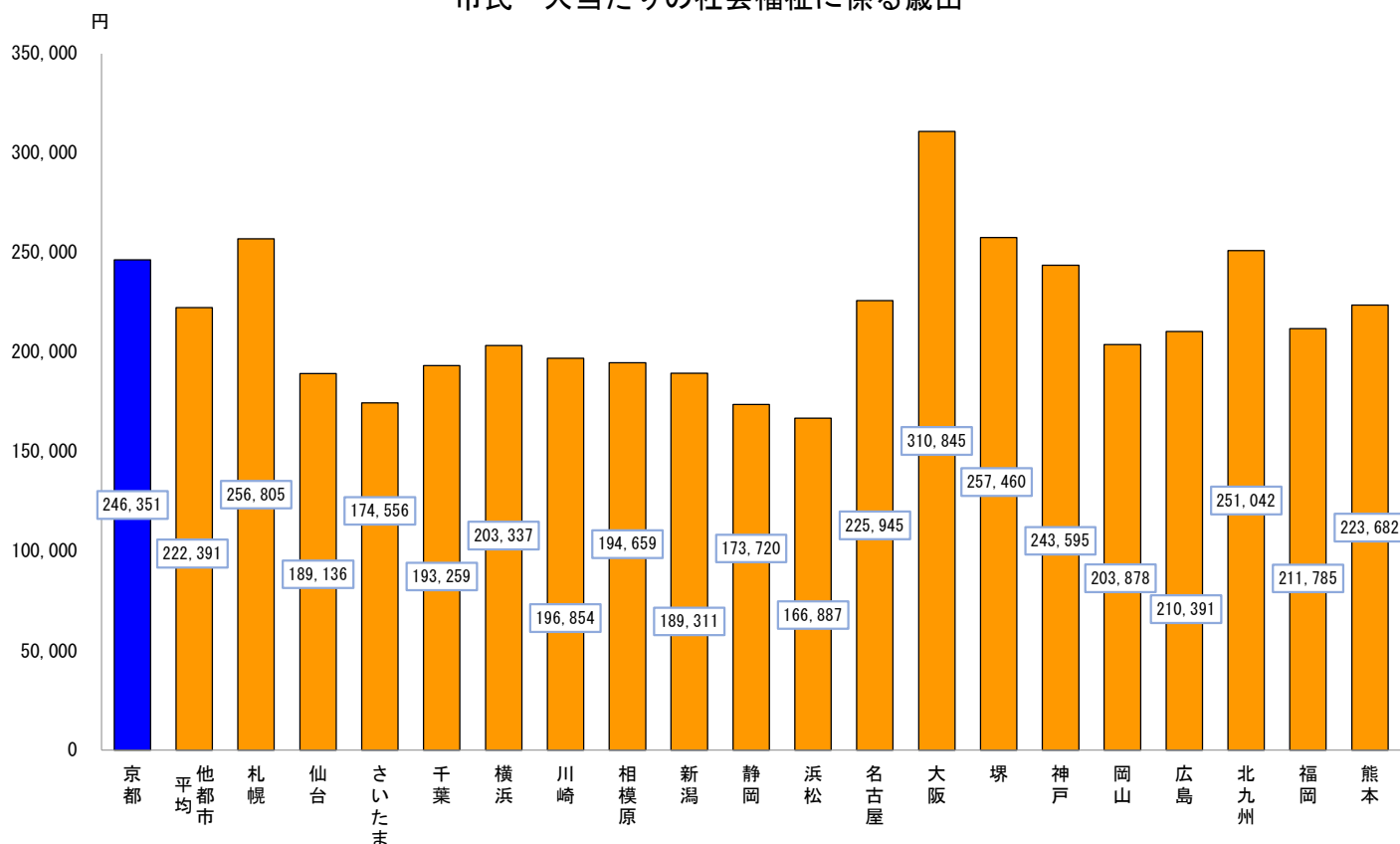
※1 社会福祉 = 児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護など

※2 その他 = 保健・清掃等、産業振興、消防、総務管理など

※3 市民一人当たり目的別歳出の内訳は、千円単位に四捨五入しています。

社会福祉に最も多くの経費が使われています

市民一人当たりの社会福祉に係る歳出

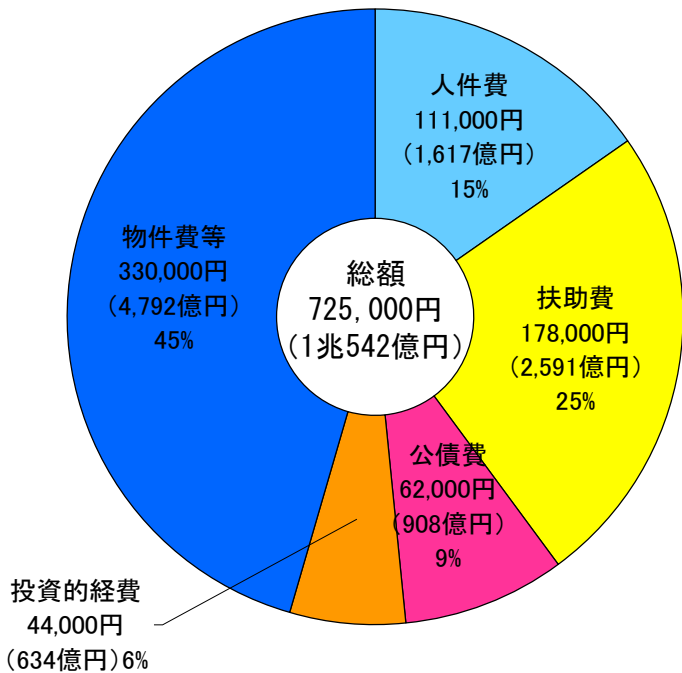


京都市の市民一人当たりの社会福祉に係る歳出は、指定都市の中で5番目に高くなっています。

歳出構成の特徴（性質別分析）

- 人件費や扶助費といった義務的経費（※1）に多くの経費が使われています

◆ 京都市の市民一人当たり性質別歳出

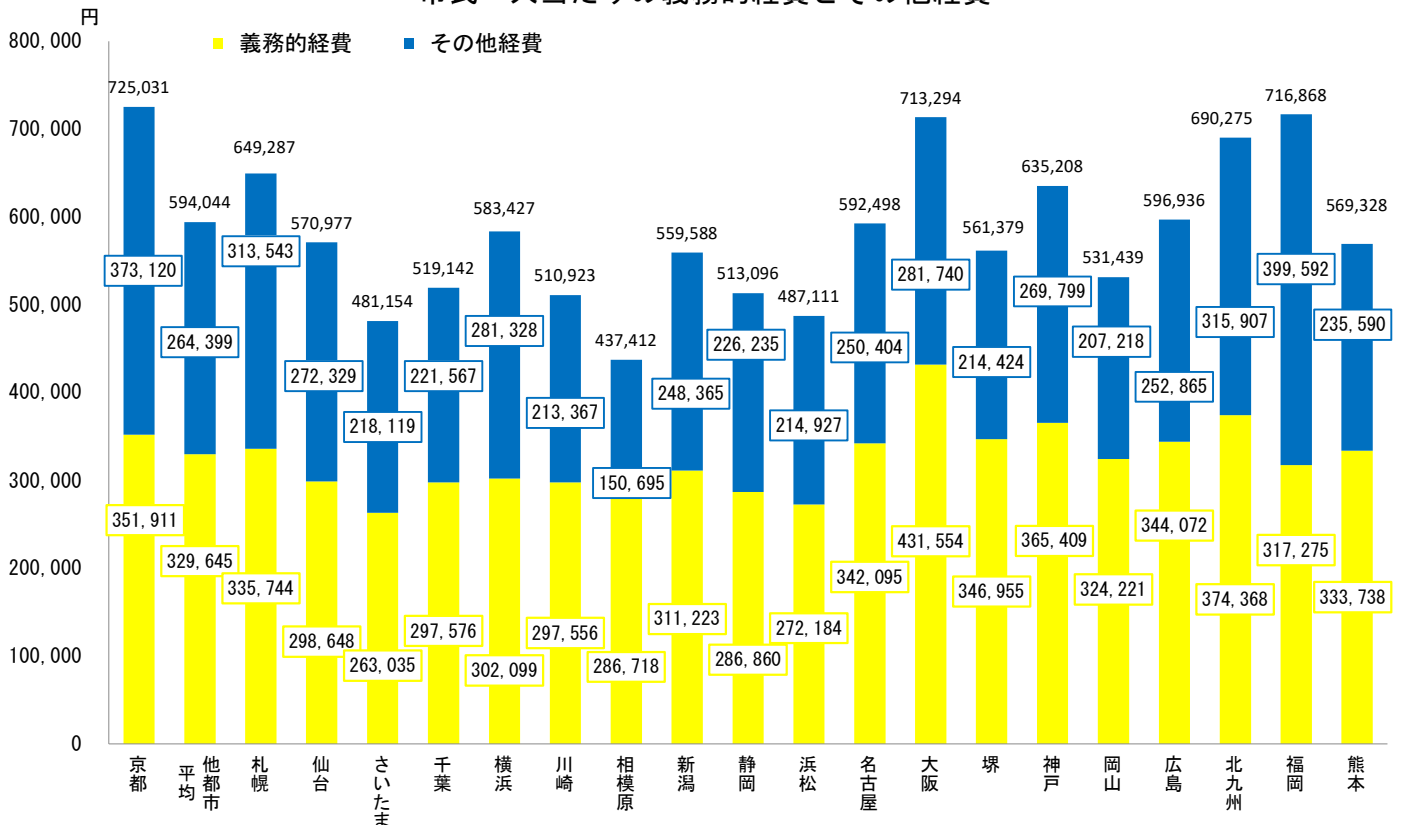


（ ）内数値は、本市性質別歳出額を示しています。

※1 義務的経費 = 人件費 + 扶助費 + 公債費

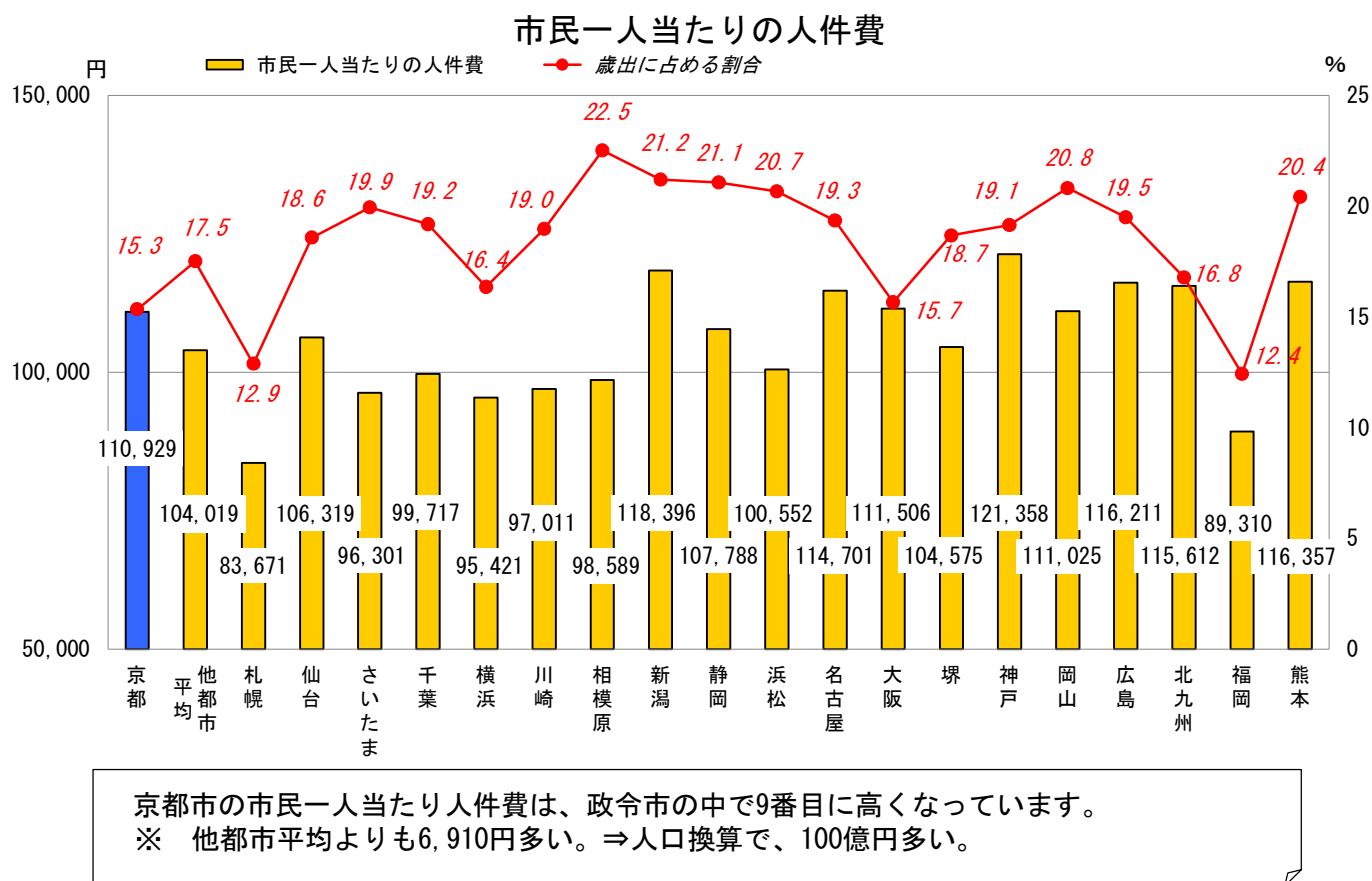
※2 市民一人当たり性質別歳出の内訳は、千円単位に四捨五入しています。

市民一人当たりの義務的経費とその他経費

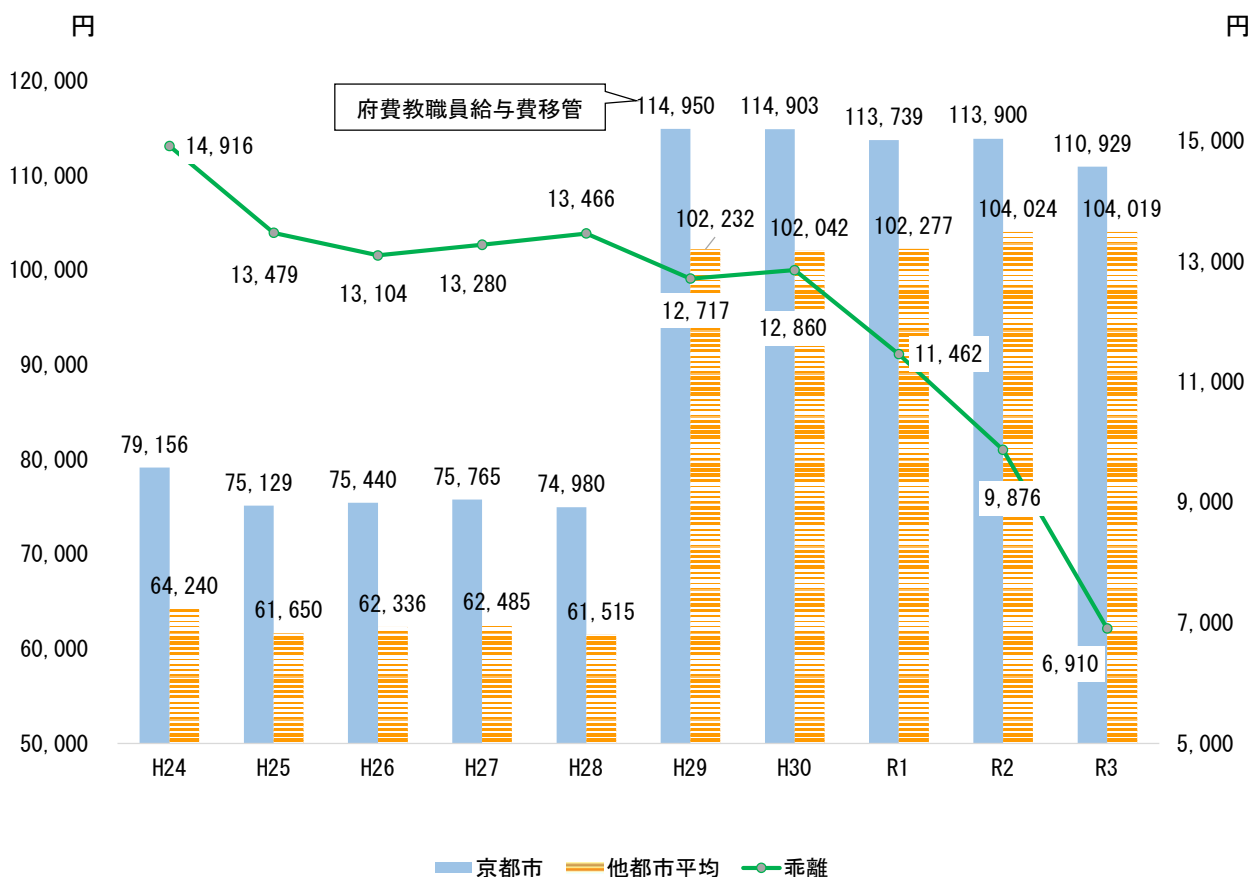


京都市の市民一人当たりの義務的経費は、指定都市の中で4番目に高くなっています。

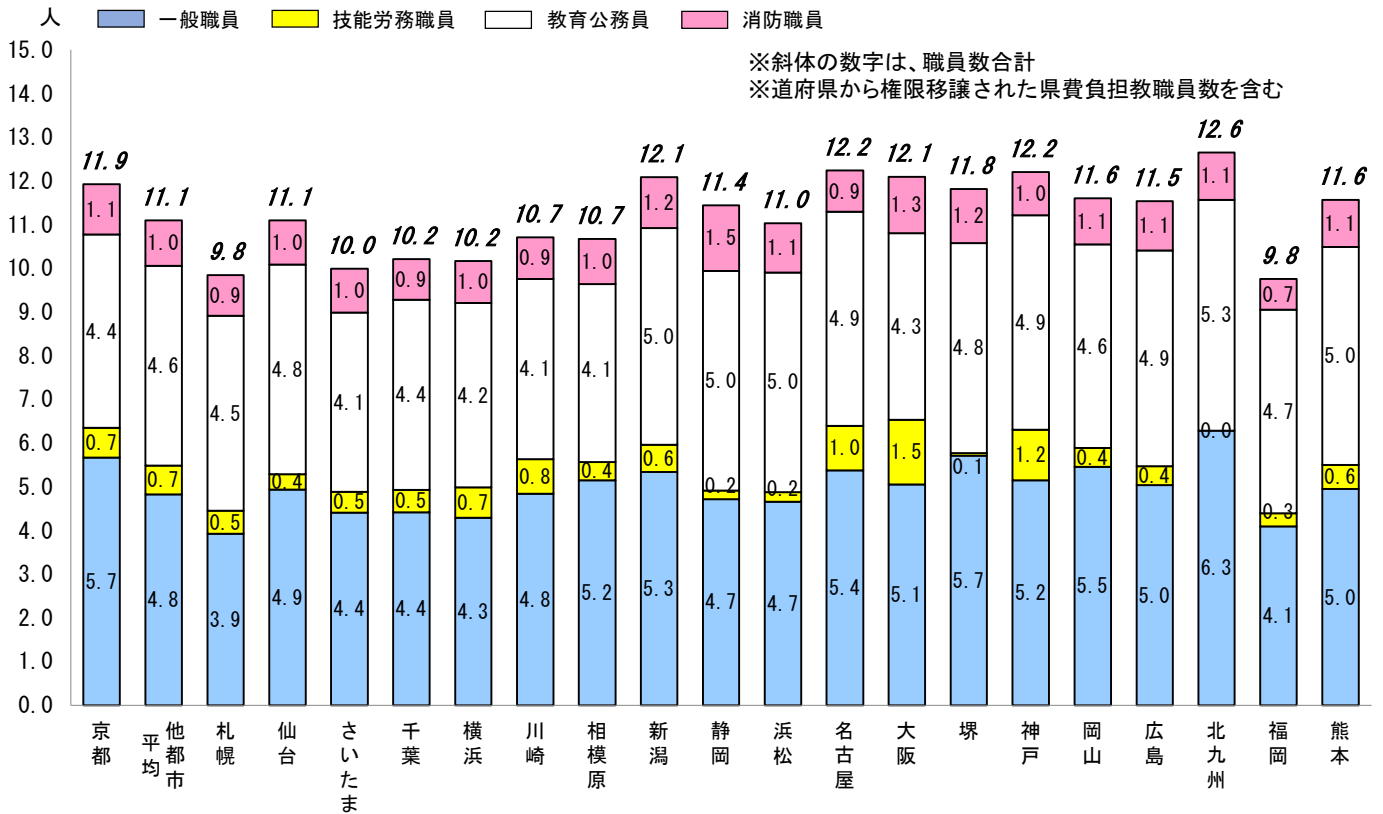
(1) 人件費



市民一人当たりの一般会計人件費決算額の推移



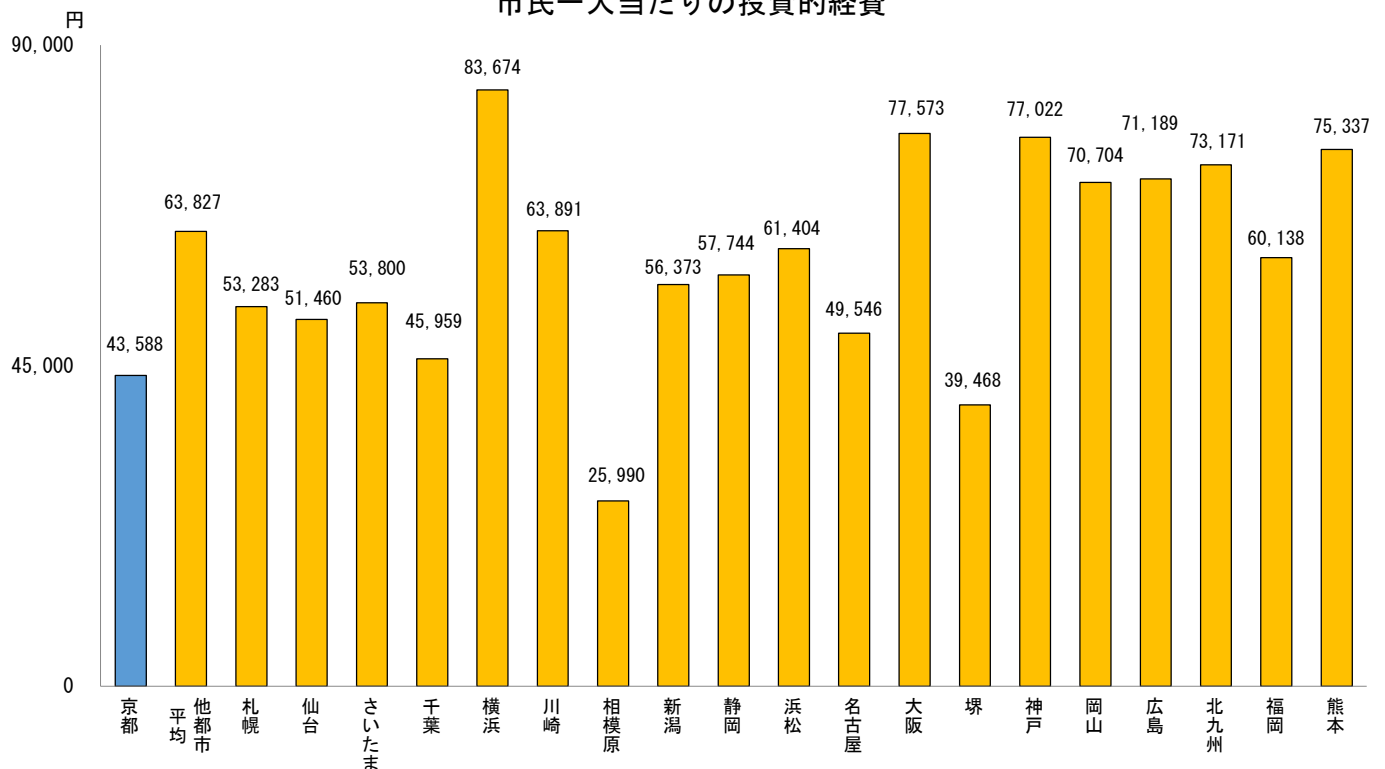
市民千人当たりの職員数（令和4年4月1日現在）



京都市の市民千人当たり職員数は、指定都市の中で6番目に多くなっています。

（２） 投資的経費

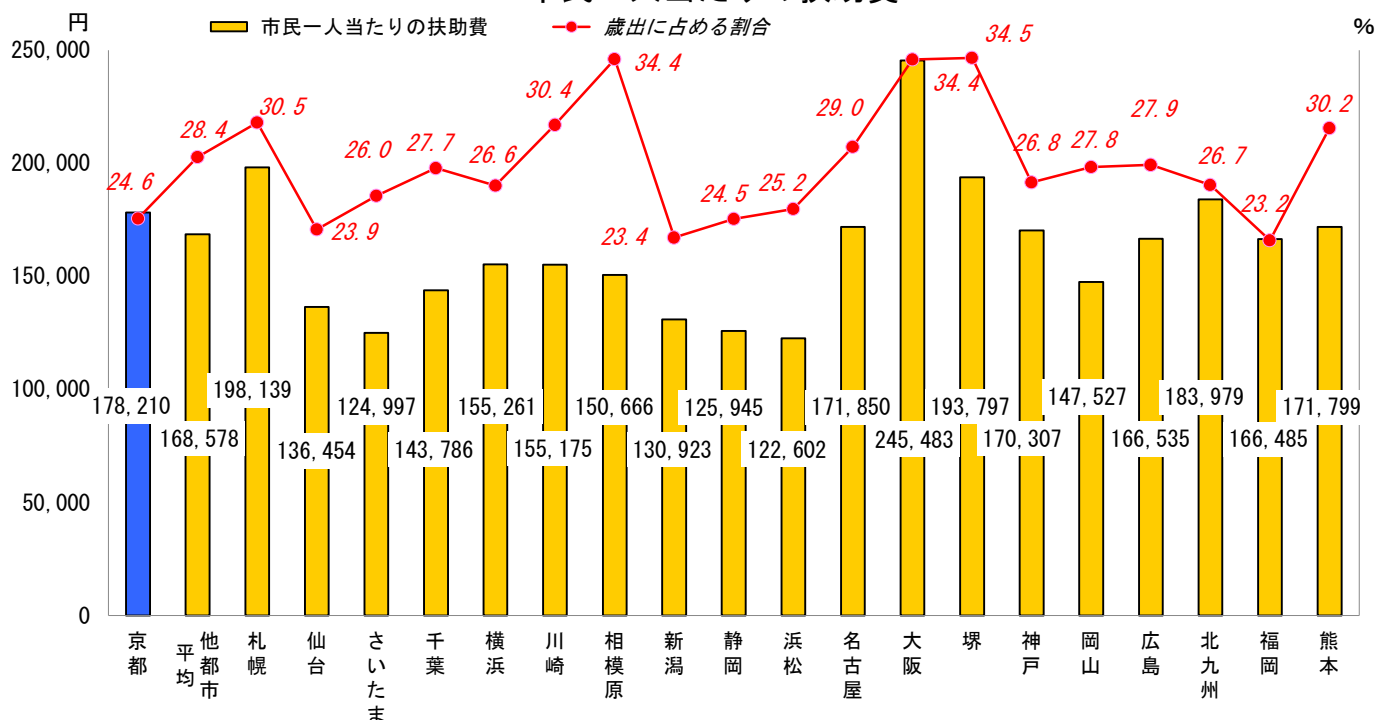
市民一人当たりの投資的経費



京都市の市民一人当たりの投資的経費は、指定都市の中で18番目と低くなっています。
※ 他都市平均よりも20,239円少ない。⇒人口換算で、294億円少ない。

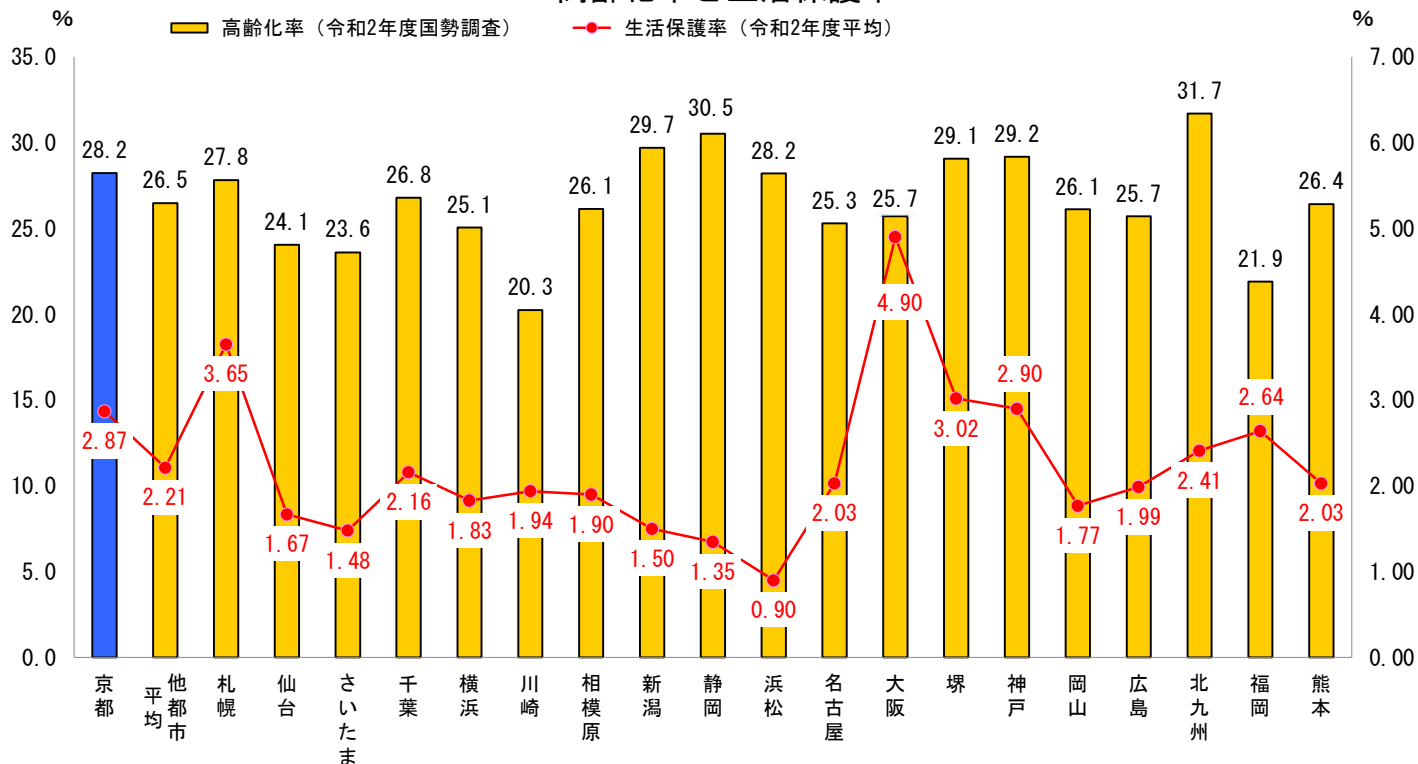
(3) 扶助費

市民一人当たりの扶助費



京都市は、これまでから福祉に力を入れてきたことなどから、市民一人当たり扶助費は、指定都市の中で5番目に高くなっています。
 ※ 他都市平均よりも9,632円多い。⇒人口換算で、140億円多い。

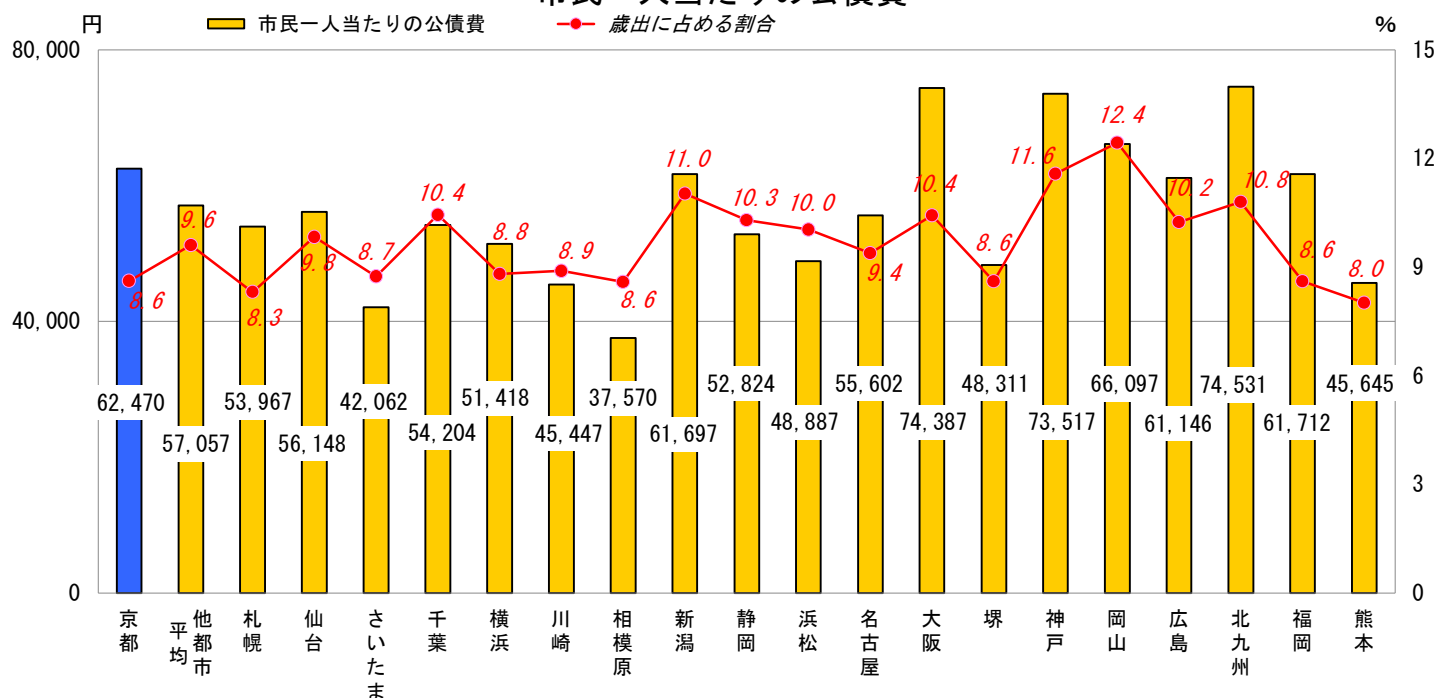
高齢化率と生活保護率



京都市の高齢化率は、指定都市の中では6番目に高くなっています。
 また、生活保護率は5番目に高くなっています。

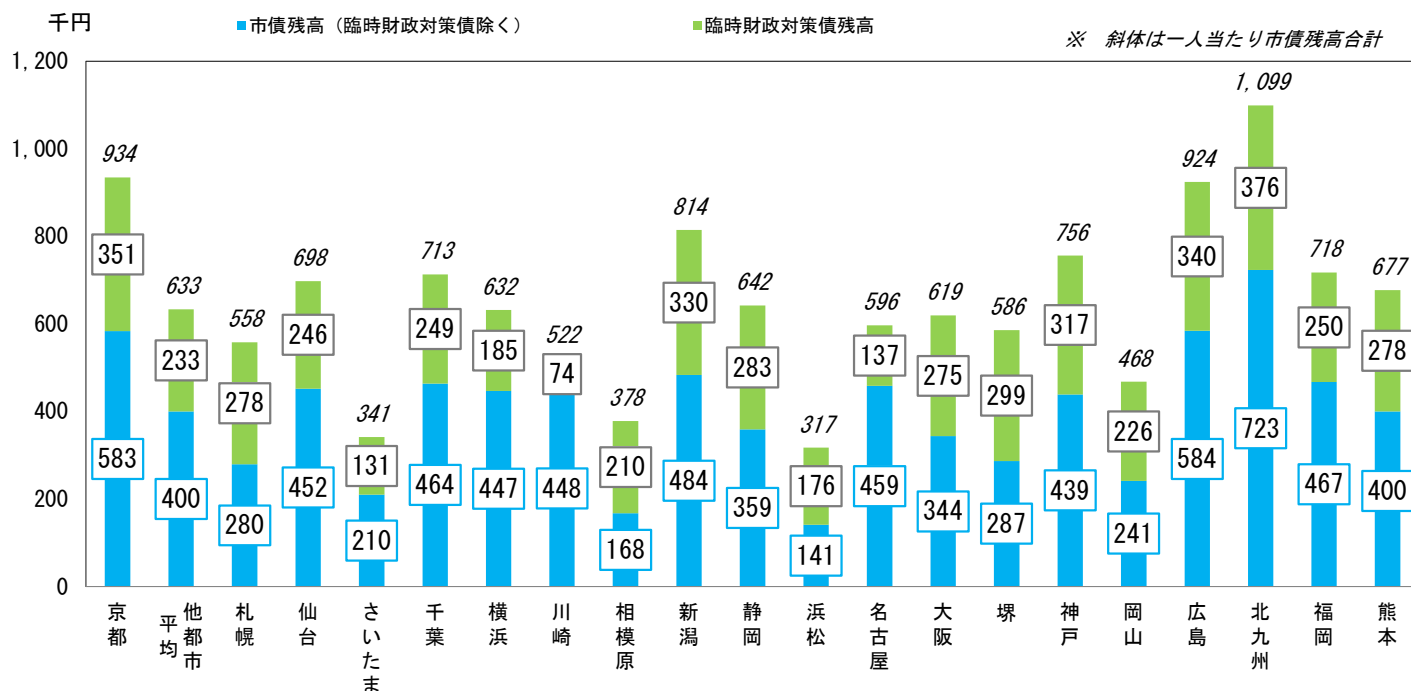
(4) 公債費

市民一人当たりの公債費



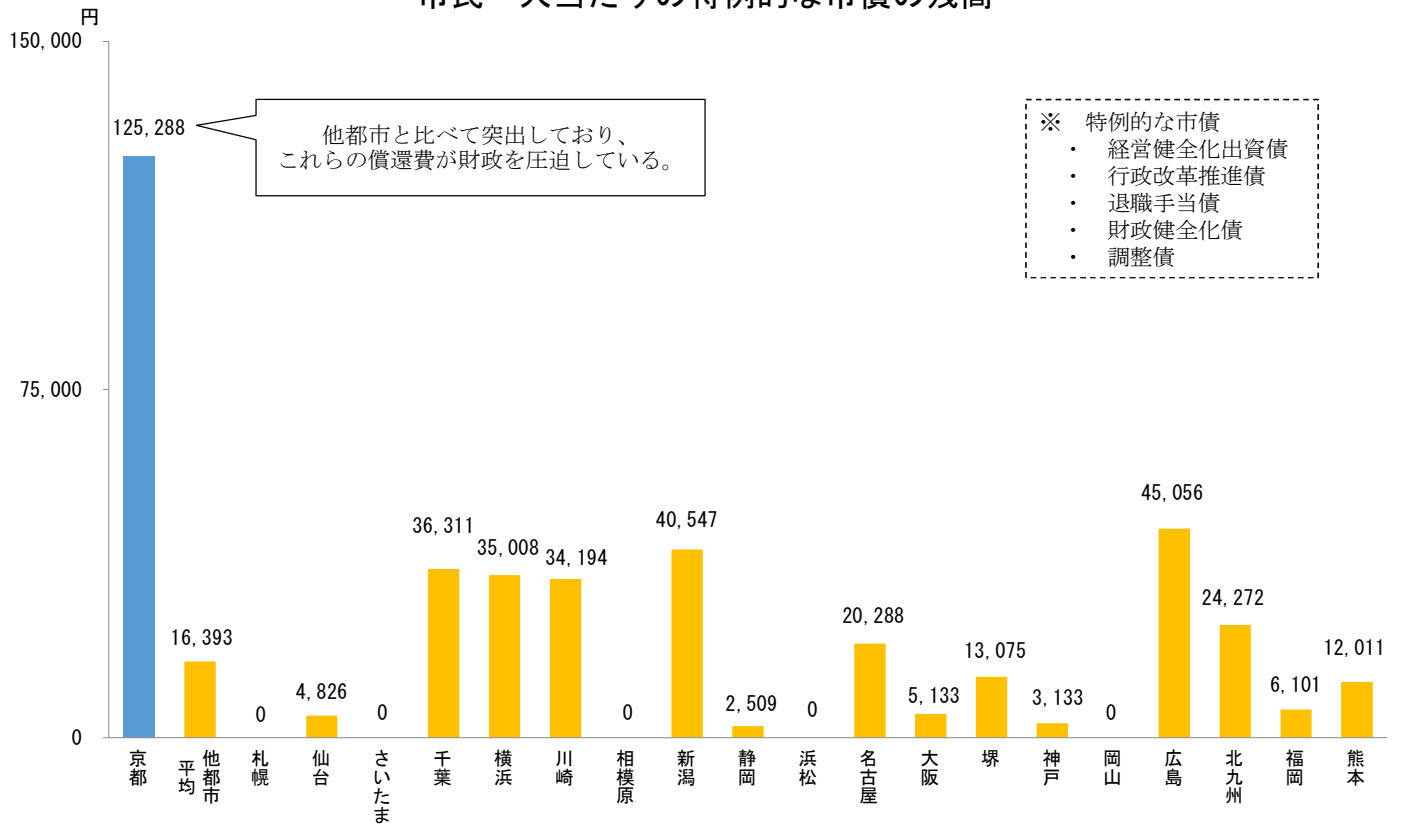
京都市の市民一人当たり公債費は、指定都市の中で5番目に高くなっています。
 ※ 他都市平均よりも5,413円多い。⇒人口換算で、79億円多い。

市民一人当たり市債残高



京都市の市民一人当たり市債残高（臨時財政対策債除く）は、指定都市の中で3番目に高く、市債残高合計（臨時財政対策債含む）は、指定都市の中で2番目に高くなっています。
 なお、新たに指定都市となった都市は、市債残高が少ないため、新しい指定都市が増えるほど平均が下がる傾向にあります。
 ※ 指定都市には、他の市町村にはない国道、道府県道の整備、維持等に係る仕事があります。

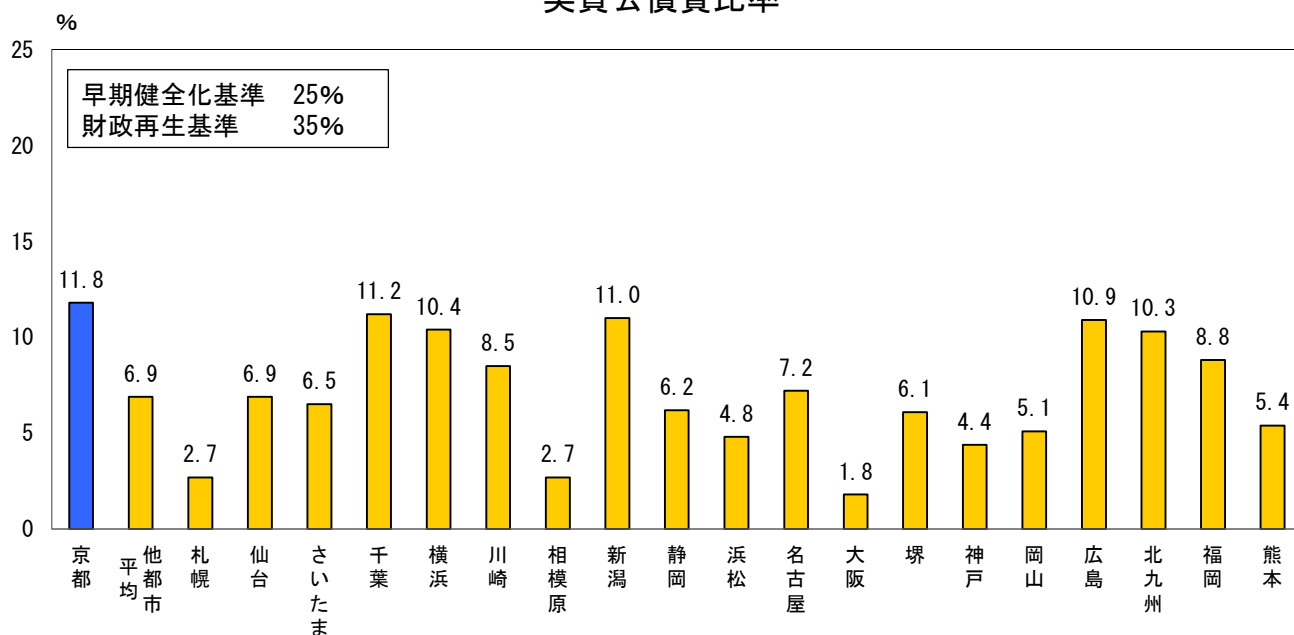
市民一人当たりの特例的な市債の残高



京都市の市民一人当たりの特例的な市債の残高は、指定都市の中で最も高くなっています。
 ※ 他都市平均よりも108,895円多い。⇒人口換算で、1,583億円多い。

3 健全化判断比率

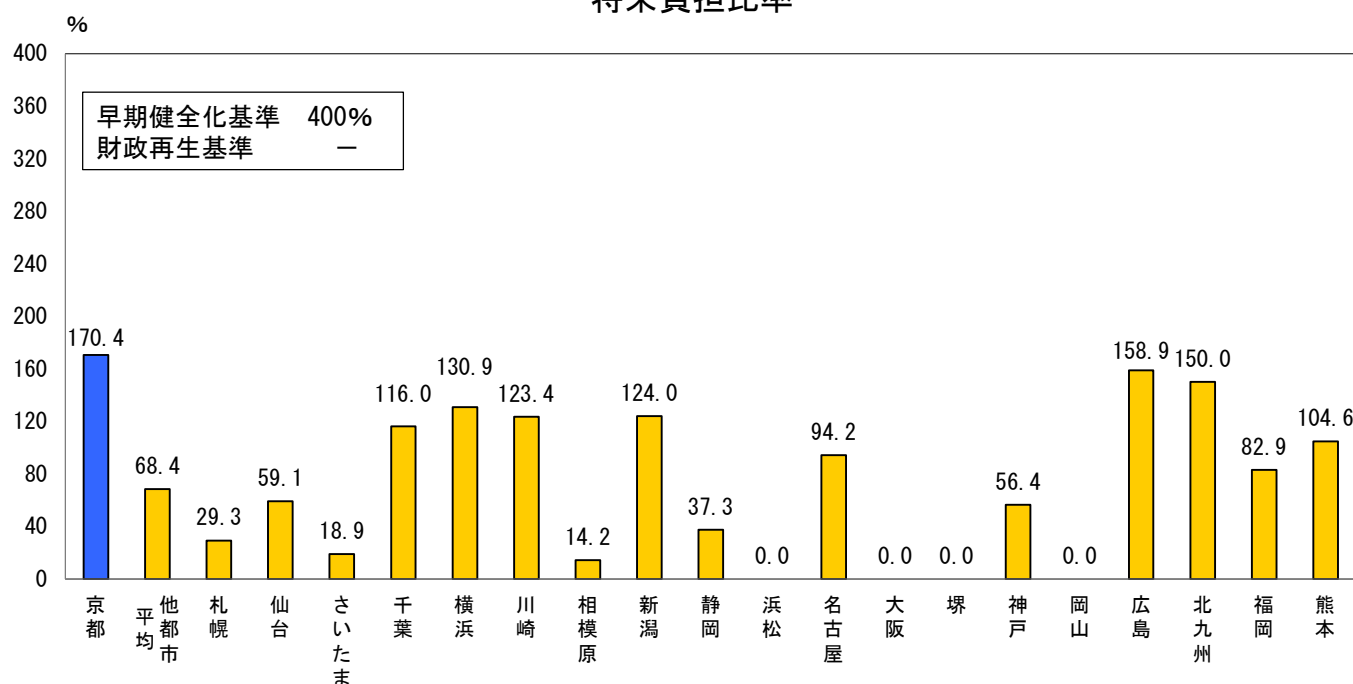
実質公債費比率



実質公債費比率は、地下鉄や下水道などの公営企業の元利償還に対する繰出金も公債費に準じたものとして算定するため、指定都市は一般市に比べると総じて高い数値となっています。
京都市は、交付税措置のない市債（地下鉄事業への経営健全化出資債、退職手当債、行政改革推進債など）の償還額が多くなっていることから、指定都市の中では最も高くなっています。

※ 令和4年8月31日時点の数値

将来負担比率



将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示すもので、この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

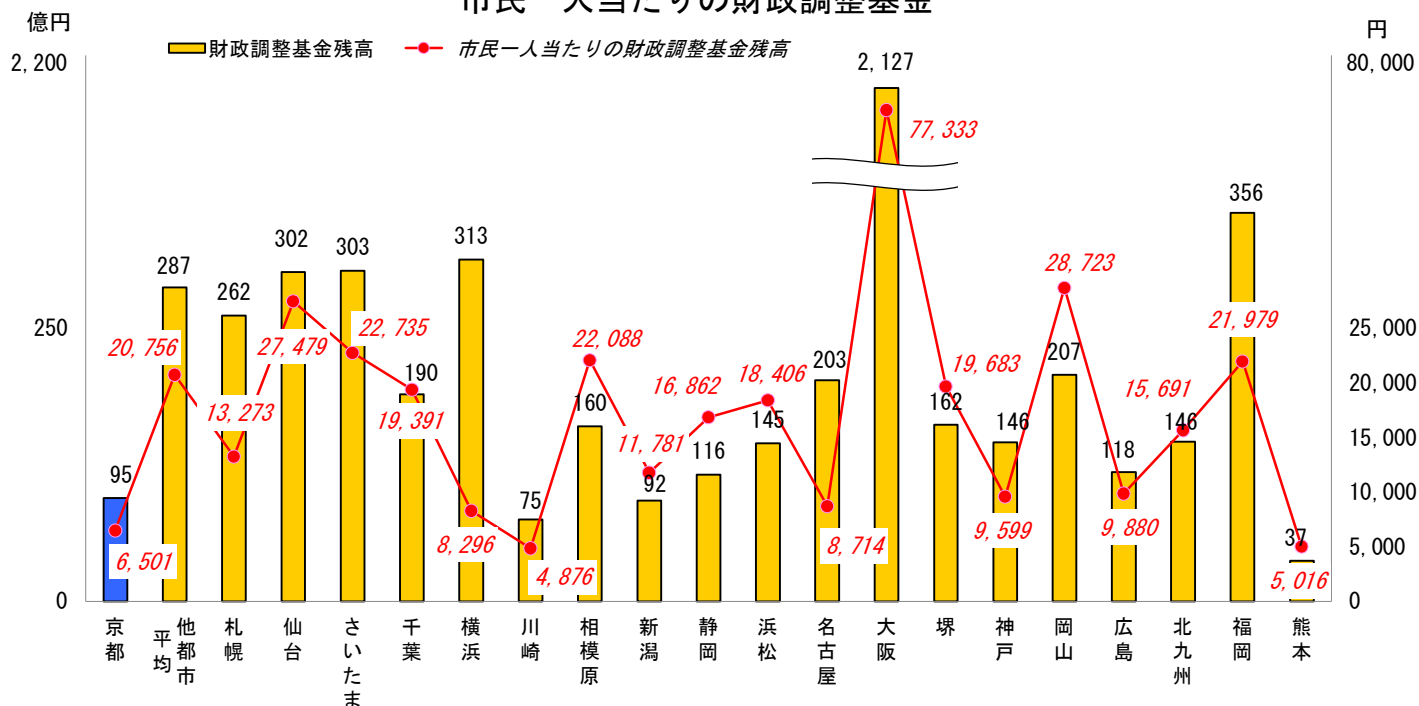
京都市は、交付税措置のない市債残高（地下鉄事業への経営健全化出資債、退職手当債、行政改革推進債など）が多くなっていることから、指定都市の中で最も高い水準になっています。

令和3年度決算は、過去に行った公債償還基金からの借入金の返済などにより将来負担額が減少したことから前年度から23.0ポイント低下させています。

※ 令和4年8月31日時点の数値

4 財政調整基金残高

市民一人当たりの財政調整基金



京都市の財政調整基金残高は95億円となっており、指定都市では4番目に低い状況となっています。

また、市民一人当たり財政調整基金残高は、指定都市では3番目に低い状況となっています。

※ ただし、地方交付税の減額精算対応分 75億円を含むため、実質的な残高は 20億円で指定都市で最も低い状況です。